

御朱印寺社領の成立過程

—武蔵国(埼玉県域)の場合—

重田正夫

はじめに

一 徳川家康の関東入国と寺社領

- (1) 天正一九年一月付朱印状発給の前後
- (2) 朱印状文言の類型
- (3) 寺社領域の確定
- (4) 分布と特色
- (5) 天正一九年一月付朱印状の再検討

二 慶長・元和期の寺社領寄進

- (1) 慶長四年二月一〇日付の朱印状
- (2) 慶長九年一月三日付の朱印状
- (3) 慶長期のその他の朱印状
- (4) 伊奈忠次の寺社領政策
- (5) 元和六年三月一五日付の朱印状

三 寛永・慶安期の寺社領寄進

- (1) 寛永本末改と寺領
 - (2) 寛永一九年の朱印状
 - (3) 慶安元、二年の朱印状交付過程
 - (4) 『武蔵田園簿』と寺社領
- まとめにかえて

御朱印寺社領の成立過程(重田)

はじめに

御朱印寺社領については、すでに明治末年からいくたのすぐれた研究が世に出されている。それは中田薫氏、辻善之助氏、豊田武氏らによるもので、いずれも明治新政府によって上知された旧寺社領の処分問題と直接的に絡んで、きわめて現実的な意義をもって展開されていた。すなわち、旧御朱印寺社領の所有権が各寺社に属するか、国家に帰属してしまうのか、その解明にひとつの大きな論点があった。⁽¹⁾

戦後の近世史研究の動向は、宗教史・寺院史そのものが余り活発でなく、寺社領についても本格的な考察は少ない。そうした中では、安藤宣保氏の『寺社領私考』『同 拾遺』は、全国的な範囲で近世寺社領についての基本的な作業を行おうとしたものである。⁽²⁾そして、最近では寺院史・宗教史という範囲をこえて、寛永本末改との関係で論じた柚田善雄氏、寛文印知を中心に朱印状の古文書学的研究を追及した大野瑞男氏、近世成立期の知行割の一環からする神崎彰利氏、石高制成立史の視点からの和泉清司氏の研究などが相ついで出

され、御朱印社領の研究もようやく近世史研究の中に、確かな足場をもってとり込まれようとしている⁽³⁾。

ひるがえって本県における研究動向を概観するならば、戦前の『旧埼玉県史』第四卷(江戸時代前期)によって研究の水準がつかられ、埼玉県神職会からは『埼玉県下に於ける神社寺院仏堂の御朱印地調』(昭和一〇年)という県内御朱印社領の一覽表も作成、刊行されている。しかしこれとでも『新編武蔵風土記稿』以下『風土記稿』と略す)の記述を集約したものとどまり、実証性においてなお問題が残されていること、さらにいえば歴史の流れの中に社領の問題が位置づけられていないなど、いまだ不十分なものである。

本稿は、前述したような最近の御朱印社領研究の動向をふまえながら、昭和四四年から五〇年にわたって文化庁の補助をうけて実施された、埼玉県寺院聖教文書遺品調査に携わった過程で得た知見をもとにまとめてみようとしたものである。よってその目的とするところは武蔵国(埼玉領域)における御朱印社領の成立過程を詳しく跡づけることを第一とした。『風土記稿』の記述についても、それを現存する古文書で検証し、できる限り一社社毎の初発朱印状発給年月日を確定していこうとした⁽⁴⁾。その結論は巻末の「県内御朱印社一覽」に集約されている。第二には、これまで余り重視されてこなかったのであるが、朱印状交付の過程を示す文書が今回の調査でかなり確認できたので、それらをもとに手続的な面の説明をできるだけ行ってみることにしたい。以上のような課題は、御朱印社

領を研究するうえでもっとも基礎的な作業であるが、さらに第三として、初発朱印状といっても画一的に出されたものではなく、本県域の場合、天正一九年、慶長九年、寛永一九年、慶安元、二年などに集中しているので、各々の時代における朱印状発給の歴史的背景についてもできるだけ言及していくことにしたい。

一 徳川家康の関東入国と社領

(1) 天正一九年一月付朱印状発給の前後

天正一八年八月、関八州に入国した徳川家康は、約二四〇万石といわれたこの地域の知行割を即座に実施しなければならなかった。まず、同月中旬までに一万石クラスの上級家臣団の配置を終え、それと並行して徐々に中・下級家臣の知行宛行を行っていった。在来の社領に対しては、その翌一九年一月に一斉に朱印状を発給し、ここに埼玉領域における近世的御朱印社領成立の起源をみる事ができる。以下この前後の事情について、隣接諸国のものを含めみていくことにしたい。

後北条氏時代の社領のあり方についてはよくわからないが、おそらく後北条氏および各支城主から証文をもって認められた領地と、社領自らが開発した土地とが混在していたものと思われる。関東の諸社の中で、家康入国直後の社領の取扱い方がよくわかるのは、下総国千葉郡生実(現千葉市)大巖寺の場合である。宇高良哲氏の研

究によれば⁽⁵⁾、家康入国以前の天正一八年五月一九日に、大巖寺安普は家康の家臣酒井家次に対して大巖寺の再興を依頼し、それに応えて同年七月二八日に、家康は「大巖寺々領并屋敷」と旧領を安堵し、五カ条の禁制を下している。この段階では具体的な面積などは記されていないが、同年一月四日付の大久保長安・原田佐左衛門尉連署証文で、生実之内など五カ所に都合一八貫二百文が大巖寺領として認められた。そして翌天正一九年一月には、他の関八州の諸寺社と同様に家康から寺領寄進の判物が出されているが、大巖寺の場合には寺領高が記載されていない特殊なものである(天正一八年七月の禁制および天正一九年一月の判物は、中村孝也著『徳川家康文書の研究』中巻所収)。のちの寛文五年の朱印状によれば、朱印高は一〇〇石となっている(国立史料館編『寛文朱印留』)。

次に相模国の寺社領についてみておこう。和泉清司氏の前掲注(3)論文によれば、豊臣秀吉は天正一八年八月に鎌倉円覚寺等の寺社領保護を命じているが、家康は旧来の永高制を認めるなど一面では妥協的な姿勢をみせながらも、寺社領の縮少、所在地の変更などを命じ、結果としてはその弱体化をはかっていたという。また神崎彰利氏は、同じく前掲注(3)論文で相模国の天正一九年朱印寺社を総体的に考察し、次の二点を結論としている。第一には、従来の寺社領を一旦没収し、規模を縮少したうえ新たに寄進という恩恵的な方法によってこれを与えたこと。第二には、後北条氏時代には、八五貫九五八文(瀬戸明神社)、六七貫七十七文(高麗寺)のように所領規模の異

御朱印寺社領の成立過程(重田)

なっていたものを一律に一〇〇石とするなど、天正一九年朱印状交付にあたっては、後北条氏時代の微妙な差異を捨象し、ある程度画一的に行っていることである。

こうした隣国での事例を念頭において、武蔵国(現埼玉県域……以下特に注記のない場合はこの意味で使う)の場合についてみていくことにしよう。

武蔵国では、徳川家康入国当初の寺社領に関する史料では、次のものももっとも早い時期に属するものである。

〔史料一〕

返々、御用之儀如前々可被仰付候、以上

急度以折紙申候、平野之内平原寺中門前之儀、如前々被進候間、御催促有間敷候、為後日以折紙申候、并竹木無相違様可

被申付候、其段自拙者申候へよし御意候間如此候、恐々謹言

〔天正十八年〕
極月廿日

全阿弥(版刻花押)

河口十藏殿

志村勘八殿

参

(蓮田市 平源寺文書「聖教No.45」⁽⁶⁾)

これは入国当初の寺社政策に大きな力を発揮した家康の側近全阿弥(内田正次)の書状である。内容は埼玉郡平野村(現蓮田市)浄土宗平源寺の「寺中門前」を「如前々」安堵する旨、在地代官に伝えたものである。年号・干支はないが、同寺にはこの全阿弥書状をうけ

た〔天正一九年〕閏正月二五日付の伊奈忠次定書があるので、その直前の天正一八年極月二八日のものとみなすことができる。⁽⁷⁾ ついで天正一九年に入ると次のような文書がみられる。

〔史料一〕

〔上書〕
「あたち なか尾 玉林院」

御指出 足立 中尾之郷

一大峯愛宕寺領之事

合五貫文 但永楽銭 高辻

右、此所可然之様、御披露奉頼候、仍如件

中尾

〔天正十九年〕
卯月十九日

玉林院(花押)

全阿弥殿

〔新編武州古文書〕上巻所収

これは足立郡中尾村(現浦和市)の本山派修験玉林院が、全阿弥に宛てた寺領指出である。この文書にも年号・干支ともないが、宛名が全阿弥であることから天正一八年八月以降で、玉林院は天正一九年一月に一五石の寺領寄進をうけているのでこの間のもの、すなわち天正一九年卯月(四月)一九日の史料と推定される。⁽⁸⁾ 注目されるのは次の二点である。第一には、家康が全阿弥を通して正式の朱印状交付の前に、あらかじめ寺社領の指出を徴していることである。ただし、これが関東分国中の寺社全体に対して一斉に行われたのか、あるいは玉林院が独自のルートを通して家康との接近をはかったの

かについては詳らかにしえない。第二には、永楽銭五貫文の寺領が、天正一九年一月の朱印状では一五石となっていることである。すなわち旧来の寺領がそのまま朱印高として認められたとすると、永楽銭一貫文〓三石となる。この点は、石高制との関係でも注目される事例である。さきの下総国大蔵寺、あるいは相模国の諸寺社の場合において、旧来の永高表示による寺社領高がそのまま朱印高として認められたと考えて両者の換算比率を出すと、一定の数値を得ることができない。当時こうした区々な処置が行われたとは考えにくく、さきに神崎氏の論稿でふれられていたように、石高に直すに当たっては画一的にきれのよい数字に統一されていたのが実情と推察される。

以上、天正一九年一月の朱印状交付に際して、その前提となる動向をいくつかみてきた。さらに石高制との関連において重要なものとして検地の実施があるが、現在史料的に確認されるものは少ない。和泉清司氏の研究によれば、武蔵国全体で天正一九年一月以前の検地帳は二四カ村分が現存し、うち埼玉県域はわずか一例にすぎない。また『新編武蔵風土記稿』をみても、県域内の天正一九年以前の検地実施記録は一四例にしかならない。⁽⁹⁾ こうした点からみると、天正一九年検地がくまなく実施されたものとは思えず、寺社側からの指出などによってとりあえず朱印状が交付されていたものであろう。なお、さきにみた玉林院の場合は、そのすぐ近村である三室村に天正一九年九月朔日の検地帳が残されているので、玉林

院領においてもこの頃には検地が行われ、永高から石高への移行がなされたのであろう。

さらに、検地の実施と寺社領との関係についての史料を捜していくと次のような文書を見出すことができる。

〔史料三〕

定

羽生之内藤井郷源長寺、雖為古跡、年来致大破之由候、然ニ此度御入国之上、御繩打御座候間、熊藏殿江直談仕申請候、此旨治部少輔ニ為聞候間、寺中井門前屋敷之外、沼田共ニ相違有間敷候、為後日一札進置候、仍如件

大久保治部少輔内

天正十九辛卯年五月朔日

道可〇

源長寺

侍者中

〔新編武州古文書』上巻所収〕

これは、羽生城主大久保忠隣のもとで城代をしていた鷺坂道可の証状である。内容は藤井下郷（現羽生市）の源長寺は由緒寺院であるが、大破の状況にあつたので、伊奈忠次の検地を契機に道可が直談し再興することにした。ついでは大久保忠隣の同意を得ているので「寺中井門前屋敷之外、沼田共」に旧来のとおり支配することを認めるというものである。この文書の表面には出ていないが、当然伊奈の検地に対して、旧来からの寺領を維持しようとする源長寺側か

御朱印寺社領の成立過程（重田）

ら鷺坂道可に嘆願があり、それをうけての処置と考えられる。おそらく各地でこうした事態がおこっていたものと思われる。なお、源長寺の場合、当地は慶長一九年まで大久保忠隣の羽生城代がおかれていたので幕府から直接の朱印状は出されず、慶安元年七月一七日にいたりその交付があつた。

次に天正一九年一月の寺社領朱印状交付の具体的な過程を追つてみたい。埼玉郡上之村（現熊谷市）曹洞宗龍淵寺は、時の住僧呑雪が三河時代の家康の手習いの師匠であつたという由緒もあり一〇〇石の朱印地を付せられたのであるが、その交付の経過を「当寺年代記」は次のように記している。

〔史料四〕

（天正十九年）

〇九月廿日、拙僧御朱印為頂戴之參府、十月十五日登城、御目見仕り、十一月五日、於御城御書判御直ニ頂戴仕り候、兼而常法談之望故、仏法相統不可有怠慢ト御朱印成被下、御懇之上意、拝領時服、帰寺仕り候、

〔長谷川宏氏編『武州龍淵寺史料』所収〕

これは、朱印状交付の様子を記したまことに貴重な史料と思われるが、内容的にいくつか疑問がある。まず、一〇月一日に登城、御目見をしたというが、この時家康はいまだ奥州岩手沢攻めからの帰陣の途中にあつた筈である（中村孝也著『徳川家康文書の研究』中巻）。また「仏法相統云々」の文言は、次節でもふれるように、判物で出された寺領寄進状に共通してみえるもので、龍淵寺個有の

ものではないことなどである。しかし、こうした内容の史料は他に見当らなかつたので、とりあえず参考としてここに掲げておくことにした。

(2) 朱印状文言の類型

以上のような経過をもつて、天正一九年一月付で一斉に寺社領寄進状が交付されたのであるが、その数は県下全域で一・二寺社にのぼる⁽¹⁾。寄進状の原本、あるいは写本が現存しているものについてみると、これらは次の四つの類型に分けられるようである。

(ア) 寺院宛・朱印状

寄進 聖天

武蔵国男衾郡鉢形之内式拾石之事

右令寄附訖、殊寺中可為不入者也、仍如件

天正十九年十一月 日

^(朱印) 福徳

(寄居町 極楽寺文書)

これは寺院宛てに印文「福徳」の朱印をもつて出されたものに通例的に用いられた文言で、料紙は折紙を用いている。点数的には最も多い。

(イ) 寺院宛・判物

〔史料六〕

寄進 慈恩寺

武蔵国太田庄慈恩寺郷内百石事

右如先規令寄附之畢、弥守此旨、抽武運長久之精誠、殊仏法相続、不可有怠慢之状、如件

天正十九年辛卯十一月 日

大納言源朝臣(花押)

(岩槻市 慈恩寺文書「聖教No.14」)

これは寺院宛てに判物をもつて出されたものにみられる文言である。県内では朱印高一〇〇石を与えられた五カ寺にこの判物が出された。特徴的なことは、本文冒頭に「如先規」と前代からの継続性を強調していることである。「福徳」朱印の文書にはこの文言がなく明確に区別しているようである。また「弥守此旨、抽武運長久之精誠」以下の文言も、「福徳」の朱印状がたんに「寺中可為不入者也」としているのに対し、新政権の守護させるという意識が強く前面に出されている。料紙は、堅紙を用いている。

(ウ) 神社宛・朱印状

〔史料七〕

寄進 大宮

武蔵国高麗郡高麗郷内参石之事

右令寄附畢、弥守此旨、可専祭祀者也、仍如件

天正十九年辛卯十一月 日

^(朱印) 福徳

(日高町 高麗神社文書)

これは「福徳」朱印の寺院宛のものと同じであるが、「可専祭祀者也」という文言が異っている。ただ、足立郡芝村(現川口

市)羽尺神社宛のものは、寺院宛・朱印状と全く同じ文言であり、例外といえる。

(二)神社宛・判物

〔史料八〕

寄進 鷺宮

武蔵国太田庄鷺宮内四百石事

右如先規令寄附之訖、弥守此旨、抽武運長久之精誠、殊可專祭
祀之状如件

天正十九年辛卯十一月 日

正二位源朝臣(花押)

(鷺宮町 鷺宮神社文書)

これも寺院宛の判物と同形式のものであるが、末尾の文言が若干異なっている。なお、この天正一九年当時、家康の位階は従二位の
はずであるが、現存する同形式の文書八例は、すべて「正二位」と
記しており、その理由については不明とされている(徳川義宣著『新
修徳川家康文書の研究』)。

(3) 寺社領域の確定

前節において、天正一九年一月付の朱印状(判物も含む、以下
同)の文言を類型的にみてきたのであるが、そこではいずれも寺社
領の所付は抽象的に「何々郷何石」と記されているのみである。こ
れでは、ほとんどが一村落の中のほんの一部を占めるにすぎない寺
社領の支配をすることはできない。朱印状交付によって寄進された

御朱印寺社領の成立過程(重田)

石高を現実のものとするには、田畑の所在地、面積、分米、耕作者
等が定められなければならない。そのためには検地が必要となるが、
天正一九年段階で特徴的なものは、次に掲げるような知行渡状、あ
るいは田畑書立とでも称すべき文書である。

〔史料九〕

大宮之村御神領へ渡分

上田壺町五反拾九歩

此石拾九石五斗六升五合

中田貳畝九拾九歩

此石貳拾貳石三斗六升五合

下田五反大拾五歩

此石五石貳斗三升五合

上畠壺町六反半貳拾九歩

此石拾四石九斗三升七合

中畠貳町貳反半五歩

此石拾五石七斗六斗壹合

下畠七町壺反卅九歩

此石貳拾壺石三斗三升九合

屋敷大拾歩

此石八斗

田畠合拾五町貳反七拾貳歩

以上百石

富田吉右衛門(花押影)

天正式拾年^{ミツのへ}三月廿七日

倉橋文蔵(花押影)

二村平十郎(花押影)

(大宮市 岩井家文書)

これは大宮の氷川神社に宛られたもので、同社は、天正一九年一
一月に一〇〇石が寄進されているが、この文書により田畑の詳しい
内訳が確定したのである。面積の記載には、大半小制が使用され、

各田位の石高を合計すると、朱印高より二合程多くなっていることがわかる。差出人は、いずれも伊奈忠次の家臣である。さらに眼を県北の方に移すと、次のようなものも残されている。

〔史料一〇〕

折原之郷之東国寺領書渡し申候田畠之事

上田六畝貳拾歩

老石式斗代
分米八斗

中田貳反五畝貳歩

老石代
分米貳石五斗六合

下田九反三畝拾九歩

七斗代
分米六石五斗五升四合

下畠貳畝貳拾四歩

五斗代
分米壹斗四升

田畠合壹町貳反八畝五歩

分米合拾石貳

右 御朱印之面之ことく拾石之分、田畠之坪付を書立、相渡し

申候、為後日仍如件

天正廿年壬辰三月十日

日下部兵右衛門尉(花押)

東国寺

御納所

(寄居町 東国寺文書「聖教No.675」)

これは、男衾郡立原村(現寄居町)曹洞宗東国寺に宛てられた朱印寺領の田畠坪付書立である。差出人の日下部兵右衛門尉定好は、家康の関東入国にあたってその先鋒となった有力武将である。⁽¹³⁾本文書には、御朱印一〇石分の田畠等級、面積、石盛、分米などが詳細に記されている。同種の文書は、同町真言宗極楽寺にも所蔵されている。さらに児玉郡白石村(現美里町)の曹洞宗光厳寺には、成瀬正一の出したものが残されている。

〔史料一一〕

白石之内光厳寺領渡分

上田壹反壹畝貳拾貳歩 取壹石五斗貳升六合 光厳寺作

上田壹反貳畝四歩 取壹石五斗七升七合 兵庫

中田三畝九歩 取三斗六升三合 甚三郎作

上田七畝六歩 取九斗三升六合 助二郎

中畠八畝拾貳歩 取五斗四合 同人

中畠六畝拾拾歩 取四斗 同人

下畠八畝貳拾四歩 取四斗四升 図書助

下畠六畝四歩 取三斗七合 太郎右衛門尉

下畠壹反拾四歩 取五斗貳升三合 源六

下畠八畝歩 取四斗 三助

下畠壹反貳畝拾四歩 取六斗四升 三七

中畠壹反貳畝拾七歩 取七斗五升四合 光厳寺

下田六畝歩 取六斗 兵部右衛門尉

上畠五畝貳拾六歩 取五斗貳升八合 助次郎

中畠貳畝拾七歩 取壹斗五升四合 六郎右衛門尉

中畠壹畝拾四歩 取壹斗八合 助次郎

屋敷三畝八歩 取三斗貳升六合 助三

田畠屋敷合壹町貳反七畝貳拾壹歩

此石合拾石八升六合

此内八升六合ハ渡過

右之分相渡申候也、御所務可被成候、仍如件

天正廿年壬辰三月十九日

成瀬吉右衛門尉(花押)

光厳寺之

御納所

(美里町 光厳寺文書「聖教No.60」)

差出者の成瀬吉右衛門尉正一は日下部定好と同様、甲州から家康の側近として入部してきたもので、『寛政重修諸家譜』によれば、鉢形周辺の武川・根来衆を統括し、七万石の幕府直轄領の代官となり、榛沢・男衾郡内に知行を宛行われていたことがわかる。さて、この文書の形式をみると田島一筆毎の耕作者も定められ、ほぼ検地帳と等しいものとなっている。

こうした寺社領の明細書は、極楽寺のものを含め県内で現存しているのはこの四例だけである。このほか管見の範囲では、荏原郡南品川宿(現東京都品川区南品川)の法華宗妙国寺、同郡北品川宿の臨濟宗清徳寺宛の同時期のものがある(『新編武州古文書』上・下巻所収)。この二通の差出者は、戦国期には入間郡の在地土豪であったが、のちに徳川家康に召出され御賄役を勤めた沢次郎右衛門吉繩という人物であった。沢氏が品川宿とどのような関係にあったかは判然としないが、文書形式をみると(史料一〇・一一)よりさらに詳しく一筆毎の小名が記されている。

以上の六例を通して、朱印状交付の翌天正二〇年三月頃までには寺領の一筆毎の分米、耕作者などが記載された詳細な証文が出され

御朱印寺社領の成立過程(重田)

ていたことが想定される。巻末の県内御朱印寺社一覽によって各寺社の朱印高をみると、ほぼ五石から一〇石きざみとなっている。これは、天正一九年一月の朱印状交付段階では検地が終了して、玉林院に残されているような寺社側の指出(史料二)によって大体のランク付を行って朱印状を交付し、その後各寺社毎に本節のみという明細書を発給して実際に寺社が保有していた土地と朱印高との過不足を調節したのではなからうかということを想像させる。光厳寺に宛てられた(史料二)に「此内八升六合ハ渡過」とあるのがこれに相当するであろう。しかし、こうした証文の残存例は極めて少なく、また地域的な片寄りもあるため、天正一九年一月に朱印状を交付された全寺社に出されたものであるかどうか、今後さらに検討を要するところであろう。その際、ほぼ同様式の証文が、武蔵国北部と南部で同時期に出されている事実は留意されるべきであろう。

(4) 分布と特色

では、こうして寄進された寺社領の分布はどのようなものであったのだろうか。次頁第一表は巻末の県内御朱印寺社一覽から天正一九年一月のものを拾い出し、地域(郡)別、寺(宗派)社別に集計したものである。地域別にみるとほぼ面積に比例しているようで、足立(北足立のみ)、埼玉、入間、秩父などに多く、県北の児玉郡などはきわめて少なくなっている。なお、横見、賀美、葛飾の三郡は皆無であるため本表からは除外されている。寺社の区別では、寺院九

第1表 天正19年 朱印寺社内訳

宗派	郡	足立	入間	高麗	比企	埼玉	男衾	幡羅	榛沢	那賀	児玉	秩父	合計	一寺社平均
天台		4 (23)	0	0	1 (100)	1 (100)	0	0	0	0	1 (30)	0	7寺 (253石)	36.1石
真言		11 (154)	3 (33)	2 (20)	3 (49)	7 (136)	0	0	1 (20)	1 (10)	0	2 (7)	30 (429)	14.3
浄土		2 (35)	1 (20)	0	0	5 (103)	0	0	0	0	0	0	8 (158)	19.7
曹洞		3 (25)	6 (157)	2 (15)	3 (35)	6 (171)	2 (30)	0	1 (20)	1 (10)	1 (20)	8 (42)	33 (525)	15.9
臨濟		2 (45)	2 (30)	0	1 (10)	2 (150)	0	1 (30)	0	0	0	1 (3)	9 (268)	29.7
日蓮		0	0	0	2 (13)	0	0	0	0	0	0	1 (20)	3 (33)	11.0
修験		1 (15)	0	1 (10)	0	1 (不明)	0	0	0	0	0	0	3 (25)	8.3
(小計)		23 (297)	12 (240)	5 (45)	10 (207)	22 (660)	2 (30)	1 (30)	2 (40)	2 (20)	2 (50)	12 (72)	93寺 石 (1,691)	18.2
神社		6 (213)	7 (111)	2 (12)	1 (20)	1 (400)	0	0	0	0	0	2 (67)	19社 (823石)	43.3
合計		29 (510)	19 (351)	7 (57)	11 (227)	23 (1060)	2 (30)	1 (30)	2 (40)	2 (20)	2 (50)	14 (139)	112寺社 (2514石)	22.4石

注) 各欄共上段は寺社数、下段()内はその朱印高合計

御朱印寺社領の成立過程(重田)

三に対して、神社はわずか一九にすぎない。寺院の宗派別では、曹洞宗、真言宗が圧倒的に多く、臨濟宗、浄土宗、天台宗、日蓮宗、修験となっている。一方朱印地の規模は、県内で一〇〇石以上のものは鷲宮神社の四〇〇石を筆頭に、氷川神社が一〇〇石、寺院では一〇〇石が最高で、天台宗の慈光寺、慈恩寺、曹洞宗の龍穩寺、龍淵寺、臨濟宗の甘棠院など七寺社を数えることができる。一寺社あたりの平均朱印高は神社が最も高く四三石余、それに続いて天台宗の三六石余、臨濟宗の二九石余となり、あとはすべて一〇石台で、全体の平均は二二石余となっている。しかしさきに掲げた一〇〇石以上の七寺社分を差引くと、一〇五寺社で朱印総高一五一四石となり、一寺社平均一四石余となる。すなわち特別の大寺社を除くと、一〇〜一五石程度のものが一般的であったことがわかる。

(5) 天正一九年一月付朱印状の再検討

本稿では、寺社領朱印状の初発時期を調査するにあたって『風土記稿』の記述を基礎に、各寺社に残された原文書及び『寛文印知集』(国立史料館編『寛文朱印留』を使用した)が、以下慣例的に『寛文印知集』と記す)などの校合によって行った。その概要については巻末の県内御朱印寺社一覧の各備考欄に記入してある。そこをみていくと『印知集』という書名が頻繁に出てくるが、これは寛文五年に四代將軍家綱の継目安堵朱印状を網羅したものである。この時の寺社に対する発給方針は、二代以上にわたって朱印状をうけたも

の、あるいは朱印高五〇石以上のものを対象としたものである(『御触書寛保集成』)。県内の神社の例でみると、天正一九年一月の朱印状をうけたものは、元和三年に秀忠の安堵をうけ(ただしこれを欠くものも多い)、ついで寛永一三年まれには寛永一九年、慶安元年に家光の安堵をうけているのが一般的である。よって天正一九年一月の朱印状は、さきの寛文印知の方針からして『寛文印知集』に収録されている筈である。ところが、巻末の県内御朱印社社一覧によってみると、天正一九年一月の朱印状交付とされながら『寛文印知集』に未収録のものが一九社もある。これらを朱印状の残存の仕方から分類すると次の三つに分けられる。第一には、天正一九年一月付朱印状の原本または写本が浅されているが、寛永一九年または慶安元、二年の朱印状に天正一九年一月を前例として記載していないもので、常泉寺(No.27:巻末の一覧表No.)、常勝寺(No.46)、金剛院(No.52)、金乗院(No.158)、成身院(No.323)などがある。また、八幡社(No.417)の場合は、天正、元和、寛永は写本で浅り、貞享二年以降原本が浅っているが、それには天正・寛永のものが前例として記載されていない(長島喜平編『鎌形八幡宮并本山修験大行院文書集』)。こうした諸事例については、『風土記稿』をみると、初期のものは火災等によって紛失してしまったので、のちに再交付をうけた旨記されているものが多い。第二には『風土記稿』には天正一九年の朱印とされながら、原本、写本共に確認されないもので、賢住寺(No.162)、雲祥寺(No.237)、寿昌寺(No.239)、桜本坊(No.263)、法光

御朱印社領の成立過程(重田)

寺(No.336)、龍泉寺(No.337)、光明寺(No.342)、熊野社(No.380)、熊野社(No.414)などがある。これらについては今後の現地調査によって朱印状が確認されればより詳しい事情が判明するであろうが、『寛文印知集』に未収録ということなので、何らかの特殊な事情があったものと考えられる。第三には、天正一九年一月の原本ないしは写本が残っていないが、その後の朱印状が確認されないもので、無量寺(No.28)、惠眼寺(No.92)、常楽院(No.335)、三芳野天神(No.392)などがある。このうち惠眼寺、常楽院については原本が残されているので、天正一九年一月に朱印状が交付されたことは確実である。惠眼寺の場合、同寺文書によれば家康の朱印状の文字に工作を加えてしまったので、秀忠、家光以降の継目安堵をうけられなかったことがわかる。

このほか、慈光寺(No.174)の場合は朱印高一〇〇石なので『寛文印知集』には収録され、天正一九年一月の写本も伝えられているが、現存する寛永一九年以降の原本には天正一九年一月を前例として記載していないのである。

以上、天正一九年一月の朱印社と伝えられているのであるが、検討の余地が残るものについて列挙してきたが、これらの問題を更に深めるためには、紛失朱印状の取扱ひ方、継目安堵の方法などについての詳しい研究が必要であり、とりあえずここでは巻末の県内御朱印社一覧を作成する過程で気をついたことをまとめておき、今後の研究に備えることにしたい。

二 慶長・元和期の寺社領寄進

慶長から元和にかけては、関ヶ原の合戦を経て正式に江戸幕府が開設され、政治史的には重要な転換期となっている。この時期の寺社領寄進の特色をひとことではいえない、関ヶ原合戦後の戦後処理的な性格が強く、近畿の大寺社を中心に、旧領を没収したりえて新たに將軍家康から寄進状を発給した。関東においては、天正一九年十一月のような統一な朱印状発給はみられず、本県域では次のような諸事例が知られる。

(1) 慶長四年二月一日付の朱印状

この日、男衾郡赤浜村(現寄居町)曹洞宗昌国寺に一〇石の朱印状が出された。『朝野旧聞哀藁』によれば、同年月日付で武蔵国都筑郡小机庄雲松院(二〇石)、同国同郡神奈川郷成仏寺(二〇石)、相模国愛甲郡津久井村功雲寺(五〇石)の三カ寺にも朱印状が出されている。

さて、昌国寺の場合は次に掲げる全阿弥書状によって、朱印状発給にいたる経緯を具体的にうかがうことができる。

〔史料一二〕

返々、御朱印いかにも念を入、寺中不入竹木共のせ申候間、可御心安候、以上

幸便候間、一筆令啓上候、其以後者久敷不申承候、何事御座候

哉、承度存候、然者去年承候御内寺昌国寺之 御朱印之儀、頂戴申候て進之候、可有御請取候、随而爰元之様子御奉行衆と内府様被仰分御座候つるか、大方相済申候間、可御心安候、猶重而様子御座候者、自此方恣以書付可申入候、自然爰元へ御用等候者、不置御心可被仰付候、御無沙汰申間敷候、恐々謹言

〔慶長四年〕

二月廿二日

全阿弥(花押)

〔ウハ書〕
水 新右様

人々御中

自伏見
全阿弥

(寄居町 昌国寺文書「聖教No.666」)

この書状は、朱印状の交付された直後に、当村を支配し昌国寺を菩提寺としていた旗本水野長勝に宛てられたものである。文面からみれば、去年のうちに水野長勝から全阿弥に対し昌国寺朱印状発給の依頼があり、此度この書状と共に水野の元に届けられたことがわかる。では、当時わずか八〇〇石の旗本にすぎなかった(のちには六〇〇〇石の大身級旗本となるが)水野長勝が、どうやってこのような幕府要人のとりなしをうけることができたのであろうか。これには彼の出自が関係しているよう。『寛政重修諸家譜』によれば、長勝は、母の再婚により松平家広に養育され、長じて織田信長、北条氏政、さらに鉢形城主北条氏邦に遣されたという。要するに長勝は後北条氏遺臣でありながらも、一面松平一族に属するという系譜の人物なのである。慶長期の朱印状交付は、こうした檀越や住職が幕府と密接な関係をもっていた例も多い。

(2) 慶長九年一月三日付の朱印状

現在の行田市域を中心に、熊谷市、羽生市、妻沼町にかけての地域で、この日付の朱印状が一三寺社に発給されたことが確認されている。このうち朱印状発給の前後事情が史料的に比較的よくわかるのは、埼玉郡佐間村(現行田市)曹洞宗清善寺の場合である。清善寺には慶長三年五月一六日付で、忍城主松平忠吉の家老小笠原三郎左衛門吉次の名前で、次のような証文が出された。

〔史料一三〕

忍領於佐間之郷參拾石之地、為御寺領被進候間、全可有御所務者也、仍如件

慶長三年戊戌五月十六日

小笠原三郎左(花押)

清善寺

(行田市 清善寺文書「聖教No.677」)

この証文により慶長三年には、小笠原吉次すなわち城主松平忠吉から三〇石の寺領が清善寺に与えられたことは確実である。その後松平忠吉は、慶長五年に尾張清洲へ転封となり忍城は城番の守るところとなった。この番城時代の慶長九年一月三日に、家康は次のような朱印状を発給した。

〔史料一四〕

清善寺領之事

武蔵国埼玉郡佐間村之内參拾石所寄附也、并寺廻竹木諸役令免

御朱印社領の成立過程(重田)

許訖者、仏事勤行修造等、不可懈怠之状如件

慶長九年十一月三日

御朱印

(行田市 清善寺文書)

ここでは松平忠吉の寺領寄進のことについてはふれていないが、翌慶長一〇年一月二三日の永田吉定の寺領渡状では次のように述べている。

〔史料一五〕

忍領内佐間郷清善寺へ御寺領事

合參拾石

此内

式拾七石 下野様御代々御持候所、残三石者是糖吐中畠三

反歩

右之分御所務可被仰付候、為以来百姓衆も裏判仕候者也、仍如件

慶長拾年乙巳十二月廿三日

永田平兵衛吉定(花押)

清善寺

〔裏書〕

佐間郷名主 市之助

百姓衆

柿沼

山崎

斎藤

(行田市 清善寺文書「聖教No.678」)

すなわち、清善寺領三〇石のうち二七石は「下野様(松平忠吉)御代々御持候」分で、これに三石を足して三〇石とされたことがわかる。この文言により清善寺の寺領は、松平忠吉時代のものを、忠吉の転封後に、家康が新たに朱印状をもって追認したことが知られる。なお、慶長三年の小笠原吉次の証文には三〇石とあるものが、慶長九年当時にはどうして二七石に減少してしまったのか、その理由は詳らかでない。また本証文の裏面に、佐間郷の名主・百姓衆が裏判をしており、農民に対する配慮がうかがえる。差出者の永田吉定は伊奈忠次の家臣か。

なお慶長三年の松平忠吉の寺社領寄進にも、間接的には家康の意向が加わっていたのではないか、と思わせるのが次の証文である。

〔史料一六〕(写真一)

忍領於持田之郷參拾石之地、為寺領被付置之旨御意候間、全可有御知行者也、仍如件

慶長三年三月廿三日

正覚寺

小笠原三郎左(花押)

全阿弥(版刻花押)

(行田市 正覚寺文書「聖教№49」)

この文書は〔史料一二〕の清善寺宛のものより二カ月程前のものであり、文言に若干の相違があるが同趣旨のものである。もっとも大きな違いは、本文は折紙の片面に記されているのであるがその反対側に全阿弥の署名と版刻花押が捺されていることである。全阿弥は

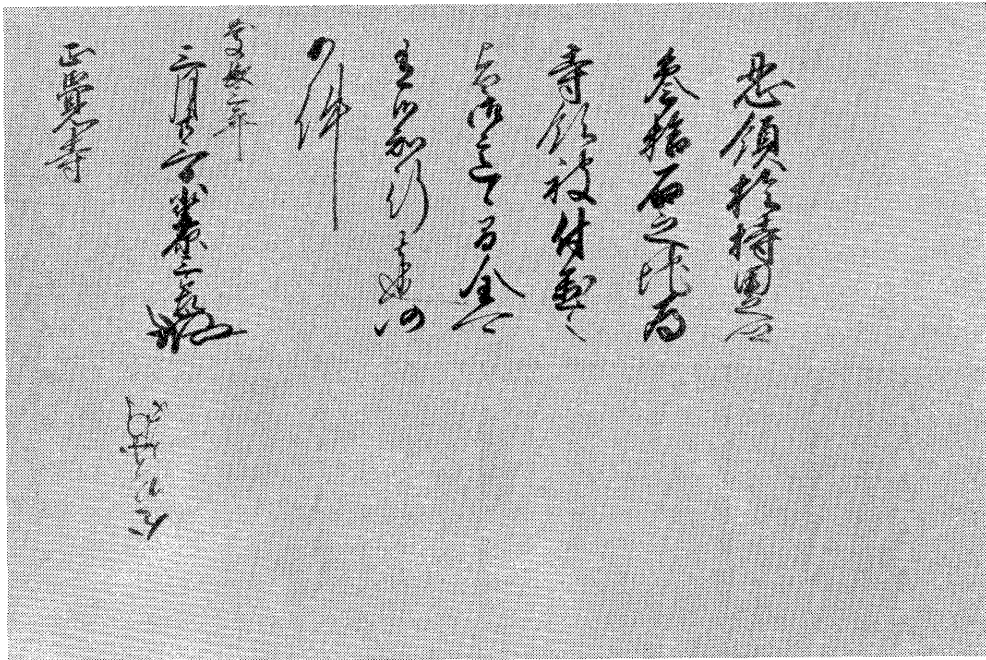
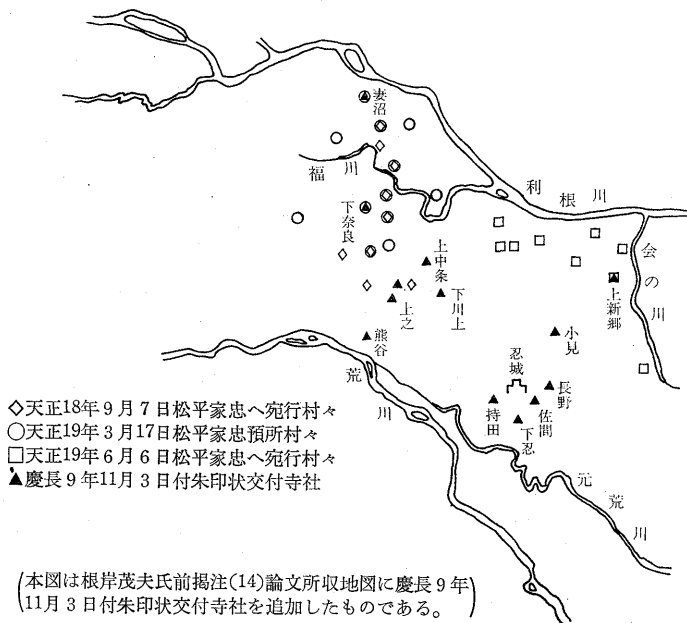


写真1 小笠原吉次寺領寄進状(行田市 正覚寺文書)

度々ふれてきたように入国当初の家康の側近で寺社行政を担当した人物である。その花押が加えられているということは、慶長三年の松平忠吉の寺社領寄進も家康の了承のもとに行われていたことと推定される。正覚寺には三月二十五日付で白井久兵衛、山本庄蔵連署の寺領書出が交付されている。これは〔史料一〕に近い形式のものである(正覚寺文書)。

さて慶長九年一月三日付の朱印状が発給された寺社を地図上におとすと第Ⅰ図の▲印を付したものとなる。巻末の領域全体の御朱印寺社の分布図(第Ⅱ図)と併せて考えると、この地域では上之村(現熊谷市)の曹洞宗龍淵寺を除いて、天正一九年一月付の朱印状が一通も発給されていないことが大きな特色となっている。従来、家康の入国当初松平家忠が一万石で忍城に入り、松平忠吉は約一年六カ月後の天正二〇年(文禄元年)に、一〇万石で忍城に入部したものであるといわれてきた。ところが近年の研究では、入国頭初から忍城へは忠吉がはいる予定で、家忠は忠吉の家臣とともにそのための準備をしたのではないか、という説が有力である。第Ⅰ図をみると、◇○□印などで図示したものは入国当初松平家忠と関係を有した村であり、それらを包み込むような形で▲印で示した慶長九年一月三日付朱印状交付寺社が分布していることがわかる。その範囲は、北は利根川、南は荒川・元荒川に限られ、東は会の川、西は福川の水源付近に囲まれた地域であった。従来述べてきたことと、この地図とを総合して考えると、この範囲が松平忠吉が領した忍領一

第Ⅰ図 慶長9年11月3日付朱印状交付寺社分布図



〇万石に相当するのではないかと考えられる。しかし『風土記稿』等によれば、妻沼、下奈良、上中条、下川上、下忍などの諸村は、入国当初は幕府直轄領であったとされている。ただ『風土記稿』等の近世初頭の記述については全面的に信じることはできないので、

一応寺社領朱印状分布の考察から考えられる松平忠吉時代の忍藩の領域についての仮説として提示しておきたい。¹⁶⁾

(3) 慶長期のその他の朱印状

慶長期にはこの他にもいくつかの朱印状交付の事例がある。

まず、慶長七年一月二五日には、埼玉郡岩槻城下の浄土宗浄安寺に六二石の朱印状が交付された。また慶長九年一月七日には、同じく浄土宗の足立郡鴻巣勝願寺に三〇石の朱印状が出されている。これらについては、その背景となった史実をつかみえないが、いずれも家康と深い関係をもった浄土宗寺院であることに共通性があり、その縁故を頼りここで交付をうけたものであろう。特に勝願寺の中興二世円誉不残は、徳川家康の崇信をうけていたといわれる。

また、慶長一八年四月一〇日には入間郡坂戸村(現坂戸市)の曹洞宗永源寺に二四石の朱印状が出された。これについても経緯は詳らかでないが、当寺は旗本島田次兵衛重次の開基になる。重次の二男利正は慶長一八年に江戸町奉行となり大きな功績を残した人物なので、この関係から朱印状が交付されたものであろうか。

(4) 伊奈忠次の寺社領政策

以上三節にわたって、慶長期における徳川家康の寺社領朱印状交付についてみてきたのであるが、この時期にはさらに代官頭伊奈忠次による寺社領寄進がある。これはそれ自身では御朱印寺社領とは

ならないが、「家康からの朱印状が発給される前に予め寺社領を寄進するという内諾の意味で出されたもの」といわれる(和泉清司氏編『伊奈忠次文書集成』解説)。伊奈忠次の発給文書を集大成した和泉氏前掲書によれば、忠次の発給文書六一一通のうち約半数にあたる三〇六通は寺社領関係のものであるという。それらを時期的にみると、天正一七年には五カ国総検後の甲州で、慶長六年には関ヶ原以後に回復した旧領三河、遠江両国で集中的に発給し、慶長六、九年にかけて佐竹氏転封後の常陸や下野、下総方面に出している。

さて、忠次の寺社領関係文書の中で武蔵国のものをみると、点数も少ないし集中度もない。武蔵国の埼玉県域に関しては過去に数度の全県的な調査を経ているので、今後忠次文書が大量に見られる可能性は少なく、これが当時の状況を比較的よく示しているものと考えられる。また武蔵国に隣接し、同じような性格をもっている相模国にも、忠次の寺社領証文はほとんどみられないのである。こうした忠次文書のあり方は、おそらく前引の和泉氏の指摘を敷衍するならば、武蔵・相模両国では天正一九年一月の朱印状がほぼ完全に発給されていたので、その必要がなかったものであろう。現存するものは新田開発に絡むものが多く、常陸・下総・下野の鬼怒川、小貝川流域の低地帯にみられるのと相通するものがある。

こうした観点からみるならば、慶長六年の三月から四月にかけて、新田開発を条件として出された次のような証文は注目されるべきものである。

〔史料一七〕

可被発新田之事

一 壹町歩 密厳院

一 壹町歩 延命寺

一 壹町歩 円明院

已上

右於被為発者 御朱印状申請、為御寺領進可申者也、仍如件

慶長六丑三月廿五日

伊奈備前守忠次(花押)

河辺三ヶ寺

(三)郷市 円明院文書「聖教No.356」

〔史料一八〕

可有開発新田事

合壹町也[㊦]

右以自力新発之上、為寺領重而 御判申請可令進候者、国家安

全之精誠、当所豊饒之祈願、不可有怠慢者也、仍如件

慶長六年丑卯月十日

伊奈備前守忠次(花押)

大串村観音寺

(吉見町 観音寺文書「聖教No.249」)

〔史料一七〕は、忠次の新田開発事業の一中心地であった葛飾郡彦成村(現三郷市)の真言宗円明院外二カ寺に、〔史料一八〕は同じく低地帯で開発の進められていた比企郡吉見領大串村(現吉見町)の真言宗観音寺へ与えられたものである。なお〔史料一八〕と同年月日、同

御朱印寺社領の成立過程(重田)

文で同じく吉見領久保田村(現吉見町)の真言宗無量寺にも証文が出

されている(『旧埼玉県史』第五卷に写真掲載)。これらの文書に共

通しているのは、開発に成功したならば一町歩の土地を寄進し、重

ねて御朱印の申請をするという点である。寄進田地が一町歩と均一

なことも偶然ではなく、なにか統一した政策をうかがわせるもので

ある。河辺三カ寺のひとつ葛飾郡高久村(現吉川町)の真言宗密厳院

では「慶長六年伊奈備前守当領中墾田成就の祈禱を命じ、成功の後

同人の願により、慶安元年九月十七日寺領十石の御朱印を附せらる

と云」と伝えている(『新編武蔵風土記稿』第二卷)。他の四カ寺に

対しても、伊奈忠次の証文が出されてから約五〇年後の慶安元年に

一〇石の朱印状が発給された。寺社が新田地の開発に力を尽くした

のは古代以来の伝統があるが、近世社会の寺請制度などに関連して

みれば、新田村落における精神的な中心としての寺院の役割も大き

かったものと思われる。

このほか新田開発と寺領の寄進を示す伊奈忠次の証文に次のよう

なものもある。

〔史料一九〕

已上

其方肝煎ニ而新田出来候間、筆身分として田三反畠三反出候、

重而も新田きもいり可被申者也、仍如件

(慶長十三年)

申十二月廿日

伊 備前[㊦](花押)

かまつか善勝寺

(吹上町 永勝寺文書「聖教No.31」)

宛名の善勝寺は、埼玉郡鎌塚村(現吹上町)にあった曹洞宗の寺院であるが、いつの頃か廃寺になってしまった『新編武蔵風土記稿』(第一巻)。文面に朱印状のこともなく、結果としても発給されなかつたようである。

ついで慶長九年一月二十九日には、埼玉郡琴寄村(現大利根町)の真言宗善定寺に次のような寺領証文が出された。

〔史料一〇〕

御寺領之事

合七石者[㊦]

右御寄附之所也、弥仏事掃除不可有怠慢者也、仍如件

(慶長九年)

辰十一月廿九日

伊奈備前守忠次

(花押)[㊦]

琴寄村 善定寺

(大利根町 善定寺文書「聖教No.31」)

この証文と同文のものが、同年六月から十一月頃にかけて常陸、下野、下総および駿河、遠江地方で大量に出されている。武蔵国では現在のところこの一通しか確認されていないが、善定寺も利根川をはさんで下野国南部と接しており、その一環と考えられる。善定寺には、慶安元年九月一七日にこの証文と同じ七石の朱印状が交付された。

このほか伊奈忠次の寺社領の証文で特色のあるものは、次に掲げる比企郡表村(現川島町)の臨濟宗養竹院に出されたものである。

〔史料一一〕

定

右当寺内之事、為古跡之際、諸役并臨時之人足等御免許被成候者、永仏事勤行等無怠慢条專要候也、依 仰下知如件

慶長七年寅正月十三日

伊奈備前守忠次(花押)

三保谷 養竹院

(川島町 養竹院文書「聖教No.57」)

養竹院は、天正一九年一月に寺領一〇石の朱印状の交付をうけていたが、それは他の朱印状と同様に寺領の寄進と寺中不入を命じただけのものであった(中村孝也著『徳川家康文書の研究』中巻)。

この忠次の定書は、「依 仰下知如件」とあるので家康の意をうけた奉書というべきであろうが、さらに「諸役并臨時之人足等」を免除している。こうした証文は、県内の他の寺社にはみられず全く異例のものであるが、これは当寺に幕府要人の太田資宗の外護があったためと思われる。

(5) 元和六年三月一五日付の朱印状

慶長期に続いて元和期にいたると、二代將軍秀忠によって朱印状が発給された。県内に残された元和期の朱印状は、ほとんどが元和三年に秀忠が継目安堵のために発給したものである。そうした中で川越の無量寿寺喜多院には、元和六年三月一五日に秀忠の判物が初めて出された。喜多院の寺領交付については、慶長一七年に五〇〇

石〔武州入間郡仙波郷星野山無量壽寺喜多院縁起〕、あるいは三〇〇石〔駿府記〕を拜領したといわれているが、この時は家康と天海との密接な関係により文書を交付する必要がなく、家康の没後秀忠の代になって初めて正式に寄進状が発給されたものと考えられる。全文は次のとおりである。

〔史料二二〕

武蔵国東叡山無量壽寺喜多院領、入東郡仙波郷五百事、可有全寺納、并寺中門前屋敷境内山林竹木令免許訖、永代可為檢断使不入之地也若於背國法輩出來者各別事者、守此旨、仏法興隆不可有懈怠之状如件

元和六年三月十五日 従一位右大臣源朝臣 御書判

〔川越市 中院文書「御代々御判物之写」所収「聖教No.65」〕

この時の判物の交付については『徳川実紀』に「日光山。久能山。喜多院に神領寺領を寄附有て。御印書を僧正天海に賜ふ」と記されている。すなわち家康の霊を祀ったゆかりの三寺社に、同時に寄進状が出されたのである。なお、この後喜多院には寛文元年に東照宮領として二〇〇石が加えられ、都合七〇〇石の県内最大の朱印高となった。

三 寛永・慶安期の寺社領寄進

本章においては、家康・秀忠の幕府創設期の作業をうけついで、幕藩体制の原型を築いたと目される三代將軍家光による寺社領政策

御朱印寺社領の成立過程(重田)

について検討を加えていくことにする。

県内の寺社に残されている朱印状をみていくと、家光のものとしては寛永一三年一月九日付で出されたものが非常に多い。これは家康、秀忠のあとをうけて出された家光の継目安堵の朱印状である。その後、寛永一九年九月二四日付で、後に詳述するような由緒寺社に対して、朱印状の文言からみる限り新規の寄進状が発給された。この後数年の空白期間において、慶安元、二年にかけては全国的に大量の新規朱印状が発給され、ここに江戸幕府(徳川將軍家)による御朱印寺社領の成立が最終的に確定したものと考えられる。以下順を追って説明していくが、まずこれら一連の動きの出発点とも目される寛永の本末改めから考察していくことにしよう。

(1) 寛永本末改と寺領

いわゆる寛永の本末改とは、寛永九年に幕府が諸宗本山に対して末寺帳を徴したことをいい、その結果差出された末寺帳の写本三四冊が内閣文庫に保存されている。これはいづれの宗派においても完全に伝わっているものではなく、天台宗のようにほとんどない宗派もある。しかし近世初期の寺院の具体的な存在状態を知るには、ある程度広域的なデータを得ることができ、まことに貴重な史料となっている。^(註)

この本末帳作成の意義は、慶長期以来の諸宗に対する寺院法度をうけて、江戸幕府の寺院本末制度を確立するための重要な調査であ

つたとされてきた。しかし近年、柚田善雄氏は、寛永の本末改は寺領改であり、寺院本末関係の確定を主要な目的としたものではない、という新しい見解を出されている。すなわち『本光国師日記』等の関係史料を詳細に分析したうえで、寛永九年から一〇年にかけて行われた寺院調査の歴史的意義を「寛永九年の調査は朱印地寺院の確定・把握にその主旨が存し、従ってそれは、基本的には家光政権による統一的知行体系編成の一環として理解されるべき問題であったのである」と結論づけられた⁽¹⁸⁾。たしかに本県内の寺社でみた場合、天正一九年の朱印寺社は、元和三年の秀忠の継目安堵を欠くものは多いが、寛永一三年(一部では寛永一九年、慶安元年)の家光の継目安堵はほとんど例外なくうけている。すなわち、これを寛永九年の寺院調査の成果とみることもできる。

このようにみてくると、いわゆる寛永の本末改が本稿の意図とする朱印寺社の問題と深い関係を有することがわかる。従来、本末帳の作成過程については『本光国師日記』がほとんど唯一の史料であり、地方寺院の史料が紹介されてこなかったようであるが、今回の調査で次に掲げるような興味深い文書を見出すことができたので、その概要を紹介し併せて若干の検討を行うことにしたい。本文は長文のため第二表としてまとめたので、文書の形式を知るために部分的に引用しておく。

〔史料二三〕(写真二)

武芴秩父郡大宮村 伊奈半十郎殿御代官所

御朱印寺社領の成立過程(重田)

広見寺

御朱印拾石、此外山屋敷御縄外ニ御指置、此外永楽^{四貫五百六十八文}六貫^{六貫九拾四文}御年貢出ス

末寺

同郡同村同御代官所 宗福寺、山屋敷御縄外、田島共に永式貫
式百拾六文御年貢出ス

(二一カ寺分中略)

同村^(浦山村) 慈眼院 寺内御縄外、百姓^(前脱之)之散田作也

寛永十年癸酉卯月十五日

広見寺摩国(花押)

広見寺末寺

武州秩父大野原村 大河内金兵衛殿御代官所 原蔵寺、寺内御
縄外、田島永壹貫卅五文年貢所也

(八カ寺分中略)

同郡^(秩父郡)落川村同御代官所 太陽寺、島永三百文、御年貢所也

寛永十年癸酉卯月十五日

広見寺摩国(花押)

(秩父市 広見寺文書「聖教No.57」)

これは寛永一〇年卯(四)月十五日に、秩父郡大宮郷(現秩父市)の曹洞宗広見寺の摩国が、自己の末寺と寺領を詳細に書上げたもので、広見寺并末寺寺領目録とも称すべきものである。記載の形式は最初に伊奈半十郎代官所に属する二四カ寺を、次に大河内金兵衛代官所に所在する末寺十カ寺を列記している。寛永の『諸宗本末帳』によれば、広見寺は越生龍穩寺の管轄下にある一州派の上野国白井

第2表 寛永10年 広見寺末寺領一覽

№	広見寺并末寺々々領目録				『諸宗末寺帳』		『風土記稿』		
	村名	寺名	縄外	年貢地	百姓前散田	備考		縄外・年貢地	備考
1	大宮村	広見寺	山屋敷	田畠共永10貫662文		朱印10石	山屋敷	寺領10石 御朱印	天正19年朱印, 門前百姓4軒, 末寺36
2	同上	宗福寺院	山屋敷	田畠共永2貫216文			山屋敷(御縄外)		除地等記載ナシ
3	同上	見東院		寺内田畠共永830文			屋敷(御年貢地)		除地1反6歩
4	同上	満光寺	内	田畠共永750文			屋敷計	万高寺	八丈社領内にあり
5	同上	龍石寺		寺内畠共永200文			屋敷(御年貢地)		境内年貢地
6	同上	爪龍寺		寺内畠共永920文			同上		除地等記載ナシ
7	同上	満光庵					同上		
8	同上	藏福寺院					同上		
9	同上	泉藏院		田畠共永1貫124文		寺内畠共永1貫文	同上	龍福寺	
10	横瀬村	大慈寺	山屋敷	田畠共永1貫3文			同上	泉龍寺	妙見社領内, 新義真言宗, 今麿寺
11	山田村	三光院					山屋敷(御縄外)		除地6畝18歩
12	四万部村	妙音寺	山屋敷	畠永141文		寺内畠(永高不記)	屋敷(御年貢地)		除地2反21歩, 無住
13	同上	大泉寺		(寺内永24文カ)		此外(永高不記)	山屋敷(御縄外)		栃谷村, 除地2反8畝18歩, 観音
14	日向村	阿弥陀寺	屋敷永170文	畠永1貫64文			屋敷(御年貢地)		免3反2畝6歩
15	久那村	宗源寺	屋敷	田畠共永774文			山屋敷(御縄外)		寺名ナシ
16	同上	観音寺				永500文	屋敷(御縄外)		除地9畝18歩
17	日野村	慈眼庵		寺内畠共永477文			屋敷(御年貢地)		寺名ナシ
18	同上	東高寺		寺内畠共永114文			屋敷(御縄外)		東光寺, 除地等記載ナシ
19	同上	浄高寺	内	畠永316文			同上		浄光寺, 除地2反6畝20歩

20	同上	孝庵	寺内畠(永高不記)		屋敷御年貢地	普孝庵	普光庵、除地等記載ナシ
21	同上	白最庵	此外(永高不記)		屋敷御繩外	向陽寺	地西庵、除地等記載ナシ
22	野の上村	向養寺	田畠共永577文		同上	同上	除地9畝10歩
23	浦山村	陽岳寺	畠永15文		同上	同上	寺名ナシ
24	同上	東溪庵	此外(永高不記)		同上	東慶庵	慈眼寺、境内年貢地
25	同上	慈眼院	此外(永高不記)		同上	同上	除地5反8畝20歩
26	大野原村	原藏寺	田畠共永1貫35文		同上	同上	上田野村、除地9畝2歩
27	田野の村	慈雲庵	寺内畠共永327文		屋敷御年貢地	同上	寺名ナシ
28	同上	慈正庵	畠永300文		屋敷御繩外	同上	除地2反2畝22歩
29	白久村	円通寺	田畠共永1貫815文		同上	同上	陽向寺、除地等記載ナシ
30	同上	陽向庵	屋敷畠共永780文		屋敷御年貢地	同上	寺名ナシ
31	同上	自慶庵	屋敷畠共永350文		同上	同上	向次院、除地2反2畝12歩
32	小野原村	高沢院	畠永500文		屋敷御繩外	同上	除地2反
33	黒谷村	瑞岩寺	畠永867文		同上	同上	法雲寺、除地1反7畝
34	同上	報雲寺	畠永50文		屋敷御繩外	同上	
35	落川村	太陽寺	畠永300文		屋敷御年貢地	同上	

(現群馬県群馬郡)双林寺の末寺であるが、自己の末寺としても三四カ寺をもっていたことがわかる。この文書には年月日と広見寺摩国の花押はあるが、宛先はなく、摩国が本寺双林寺へ差出した控であろう。

いま、その寺領目録を整理して『諸宗末寺帳』および『風土記

御朱印寺社領の成立過程(重田)

稿』の記述と対比すると、第二表のとおりである。寺領目録と『諸宗末寺帳』の記載方法を比べると、まず寺院の順序は両者同一であり、ただ寺名に若干の相違がみられるが、宛字あるいは誤写とみられる程度のものである。寺領の表記方法は、『諸宗末寺帳』が朱印地、縄外、年貢地という三区分別のに対し、寺領目録では朱印地、

縄外は同じであるが、年貢地については一般の年貢地と「百姓前散田」とに分け、各々について詳細な永高が記されている。これは寺領というよりか各寺院の経済力の調査ともいえるものであるが、広見寺から双林寺へ、さらに龍穩寺に上申されていく過程で『諸宗末寺帳』にみるように簡単な記述にされていったものであろう。ちなみに現存する寛永の龍穩寺本末帳の末尾は「寛永十年癸酉仲夏吉日誌焉」になっており、寺領目録の作成された翌五月にまとめられていることがわかる。

寛永の『諸宗末寺帳』を通覧していくと記載方法が、宗派、本寺によりまちまちであり、幕府による一定の方針が貫徹していなかったようにみうけられる。特に寺領の記載に関しては曹洞宗がもっとも詳しく、龍穩寺末寺帳にみられるように縄外、除地や年貢地にいたるまで、巨細に書込まれているのが大きな特色である。さらに、『諸宗末寺帳』と巻末の泉内御朱印寺院一覧とを比較すると、さきに記したような末寺帳の不備から寺院名を見出せないものも多いが、寛永一〇年以前に朱印状を発給された寺院のほとんどには、朱印高の記載がある。またたんに寺領何石とあるものについては、寛永一九年から慶安元、二年の時に朱印状を交付されているものが多い。一方縄外、除地とするものについては、朱印状の交付にはいたらなかったようである。こうした点からみるならば、寛永の本末改¹¹本末帳作成が寺領の把握に大きな役割を果たしたことは否定できないが、寛永の『諸宗末寺帳』に寺領の記載がなくとも後に朱印状を発給さ

れた寺院も多々あり、また後に詳述する慶安元、二年に多数作成された朱印状交付願書にも本末帳の記載に言及したものはみられず、この調査がその後の朱印状交付に果たした役割を、決定的なものとすることはできないであろう。

(2) 寛永一九年の朱印状

巻末の第六表で、寛永一九年朱印とされたのは寺院九、神社一の合計一〇である。地域的にみれば、現在の川口市安行、大宮市、騎西町付近にみられる。このうち前後の事情が比較的よくわかるのは、騎西町浄土宗大英寺の場合である。大英寺は、騎西城主松平周防守康重が天正一九年に駿府から菩提寺として移したもので、当初三〇石の寺領が寄進され、慶長六年二月に康重が笠間に転封となったのを契機に、同年六月さらに二〇石の加増をうけた。この間の事情を示すのは、浄国寺の「当山・末山・支配下・総記録」に収められた次の文書である。¹⁹⁾

〔史料一四〕

大英寺御寺領之儀、跡々三十石ニ御座候得共、式十石重候而、

合五十石進置申候、委細者内田次右衛門方へ申遣候、為其如斯

ニ御座候、以上

(慶長六年)

丑六月三日

浄国寺教督様

参人々

松平周防守在居判書判

(岩槻市 浄国寺文書)

ところがこれをうけた全阿弥は、翌慶長七年正月に大英寺に書状を出し、松平康重が寄進した五〇石の内三〇石分については、伊奈忠次を通じて大英寺へ寄進する旨伝えた。現在大英寺には、慶長七年六月二〇日に伊奈忠次から出された寺領の検地帳が残っている。これには田畑一筆ごとの小字、面積、耕作者が記され、末尾には全阿弥の意をうけて寺領渡しをする旨明記されている。こうした経緯により、寛永一九年九月二四日にいたり正式に將軍徳川家光から三〇石の朱印状が交付されたのである。

さらに足立郡片柳村(現大宮市)の曹洞宗万年寺では、天正年号の朱印状が焼失したため種々訴訟をして、寛永一九年九月一五日によろやく二〇石の朱印状を拝領することができたという(万年寺文書)。このほかの寺社においては、寛永一九年朱印状の交付についての経緯を伝えないが、何んらかのこうした前提となる事実が存在したかと思われる。またさきに問題とした天正一九年一月は写本しか伝わらず、寛永一九年のものに天正一九年が先例として載せられていない寺社の場合も、こうした事例に含まれるのかもしれない。

(3) 慶安元、二年の朱印状交付過程

慶安期における朱印状交付の日付は、巻末の第六表にみるごとく非常に細かく分断され、一定の法則性を見出すことができない。もちろんこの中には確実な史料を得られず、『風土記稿』等の記述によったものもあるが、それらを除くと慶安元年は七回、同二年は四

御朱印社領の成立過程(重田)

第3表 慶安元、2年の朱印状発給年月日

年月日	通数	対象国
慶安元 3.17	182	(記載ナシ)
〃 元 10.17	334	諸国寺社
〃 元 10.18	348	(記載ナシ)
〃 元 10.19	354	(")
〃 元 12.24	342	(")
〃 2.11.21	464余	信濃 播磨 肥前 但馬 河内 摂津 江原 遠野 駿河 奥州 甲斐 両野 15カ国
〃 2.11.23	436	安房 伊豆 相模 相模 武蔵 常陸 両総 7カ国
〃 2.11.29	692	各国寺社
合計	3152余	

(『徳川実紀』第三篇による)

回となる。一方朱印状発給の年月日を幕府側の史料からみると、『徳川実紀』に載る慶安元、二年の記録は第三表のとおりである。都合八回にわたり三一二余の寺社に出されていることがわかる。しかし、この八回の日付は、現物の残されている朱印状の年月日と一致するものはひとつもない。この理由は、次のような点に帰せられると考えられる。すなわち、『徳川実紀』に載る朱印状発給の初めての記録である慶安元年三月十七日の条には「先代御朱印給はらざる寺社領。こたび其願により新にたまふもの百八十二」とある。この記事からも明らかのように、慶安の將軍家光の朱印状は寺社側からの出願によって交付されたもので、現在でも各地にその時の願書、添状などが残されていることは後述する通りである。さきの疑問もこうした慶安朱印状交付の手續に原因があるのではないかと。各寺社、領主、代官などから出された願書が裁決された

よって交付されたもので、現在でも各地にその時の願書、添状などが残されていることは後述する通りである。さきの疑問もこうした慶安朱印状交付の手續に原因があるのではないかと。各寺社、領主、代官などから出された願書が裁決された

時点で朱印状の年月日が記され、『徳川実紀』の年月日はそれらがある数量たまった時点で一斉に各寺社に交付された時点でのものではないか。この時の原則については、慶安二年十一月の場合がよくわかる。まず一月二日に三河等一五カ国分が出され、一月二三日には武蔵等六カ国、そして一月二九日にはこれらの機会にもれた寺社に発給されたのであろう。

こうした慶安の寺社領朱印状発給の意義は、たんに宗教史という枠組のなかで考えるべき性格のものではなく、郷村高帳(武蔵田園簿)の作成、慶安の触書、慶安検地条目などの郷村、寺社整備政策の一環として、近世社会成立過程の中に位置づけられるべきものであろう。郷村制度を整備するにあたって、いままで結果としては除地等として手をふれることのなかった寺社領についても、改めて成立しつつある近世社会の体系の中に組込まなければならなかった。それを家光政権は、寺社の出願↓幕府の許可↓朱印地として公認し、恩恵と特権を付与しながら幕府の制度内へ包摂していったものといえるのではなからうか。

では次に、こうした慶安元、二年の新規朱印状交付過程について、在地の史料をみながら具体的に再構成していつてみよう。

(ア) 修験山本坊の場合

入間郡西戸村(現毛呂山町)の山本坊は、戦国期以来付近の黒山村(現越生町)に住み、秩父地方一帯の修験者を統括した本山派修験の大先達である。近世初頭には西戸村に移り住み、一村全体を一人で

名請するような、典型的な開発士豪型の修験であった。

この山本坊に朱印状が交付されたのは、慶安元年二月二四日のことで、県内の慶安期朱印状では初出にあたる。朱印高は、黒山村熊野権現社領三石を含め、都合五三石であった。これは、修験としては全国的にみても、大規模に属するものである。さて、この朱印状交付にかかわる文書を年代順に掲げると、次のとおりである。

〔史料二五〕

右之外居屋敷共ニ遣置候也、以上

西戸之郷永田五反之処出置候間、をこし可被申候、但得 御意

可申付候、仍如件

〔文禄三年〕
午十二月廿九日

西戸村

山本坊

大 十兵(花押)
伊 熊(花押)

(浦和市 市川家文書)⁽²⁰⁾

〔史料二六〕

猶々、三日之内致伺候、可得御意候

貴札拜見申候、然者木左良津江飛脚御遣可被成候付而、拙者そへ状越候へ之由、尤状越申候而御越可被成候、七右衛門方江申越様子之義ハ、山本坊屋敷并さし置之田改申候へハ、西戸村高式百石之外御座候と状ニ書申候、西戸村下かわら手形之義、致候ものとも七右衛門方へ先日江戸ニ而申候へハ、秀悦手形のみ不申候而は、以来秀悦六ヶ敷可有もしれず候間、いか、可有か

と七右衛門被申候間、左様ニ御心得可被成候、拙者も三日之内
江戸へ参候間、御相談可申候、恐惶謹言

〔正保四年〕
卯月十二日

川田七兵衛(花押)

山本坊

人々御中

(浦和市 市川家文書)

〔史料一七〕

猶々、方々御代官衆々寺領之書上写此方ニ留置候、河原之
儀少も如在ニて申儀ニてハ無御座候、遠慮仕候儀共候間、
本田と河原別覚ニ被成、御訴訟被相濟候上ニハ、一紙ニも
被成可然候、重而ハ爰迄ハ遠路之儀ニ候間、其元我等宿
所迄御状可被下候、返々河原之儀永代迄之儀ニ御座候間、
公儀ニて御濟候へハ首尾も能候間、今度御書上ニ加判不申
候、相替儀候者、重而可承候、以上

遠路御状忝存候、然者貴様寺領御訴訟之書上ニ付、田地近所之
河原、大久保石見守殿・伊奈熊蔵殿、御繩打之時分ニも入不申
候所、此度一紙ニ御訴訟被成度由得其意候、乍去御繩之外之河
原ニ候間、老紙ニ御訴訟ハいかゞ可有之と存候、貴様と我等着
合ニ而一紙ニ書のせ、以来郷中脇々申分ニ致候得者、貴様も
我等も公儀々無念ニ可思召候間、別紙ニ被成御訴訟可然存候、
御寺社御奉行衆々御尋ニ候者、河原之様子可申上候、扱又河角
村百姓・大豆戸村名主之手形被為遣候、先本郷之儀ニ候間、西

御朱印寺社領の成立過程(重田)

戸村大小百姓不残手形御取可然候、此方々七兵衛ニ申付ケ手形
為取可申候得共、貴様御ためニ候間、御手前々御取可然候、御
遠慮之儀も候者、重而此方々手形取可申候、恐々謹言

〔正保四年〕
卯月十五日

天 七右衛門

景安(花押)

山本坊様

(浦和市 市川家文書)

〔史料一八〕(写真三)

武州入西郡越生之郷西戸村山本坊寺領之覚

一高三拾七石式斗

居屋敷構之内

一高拾石八斗

永田五反之開

右合五拾石、山林竹木共抱置所務被申候、是ハ伊奈熊蔵殿・大
久保十兵衛殿証文御座候、只今拙者御代官所ニ而御座候間、相
改候得者、少も相違無御座候、于今収納被申候、但御蔵入之外
ニ而御座候、此度御 朱印頂戴被仕候様ニ被成可被下候、以上
正保四年亥ノ三月廿四日 天羽七右衛門印
寺社御奉行所

(毛呂山町 旧山本坊相馬家文書「聖教No.830」)

〔史料一九〕

当坊領、武蔵国入間郡越生郷西戸村内五拾石、此外熊野権現領
同郡黒山村内三石、合五拾三石事、任先規寄附之訖、全可収納、
并境内山林竹木諸役等免除、如有来永不可有相違者、可抽天下

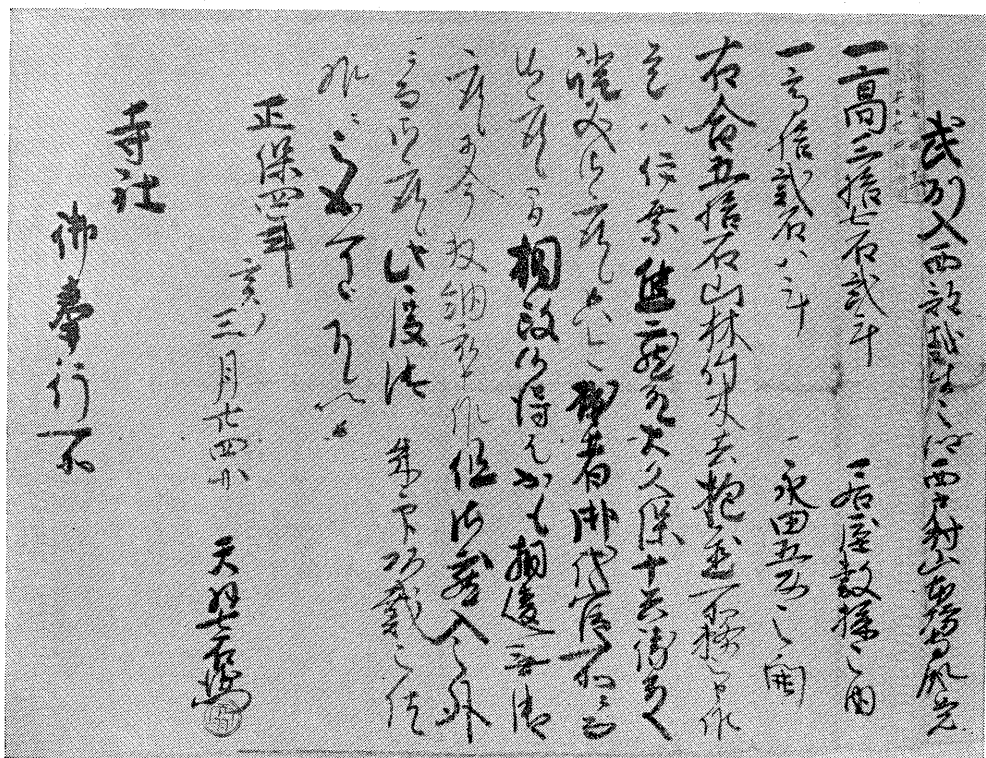


写真3 天羽景安添状(毛呂山町 旧山本坊相馬家文書)

安泰之懇祈者也、仍如件

慶安元年二月廿四日(家光)
(宗印)

大先達 山本坊

(毛呂山町 旧山本坊相馬家文書)

〔史料三〇〕

以上

御飛札忝令存候、然ハ今度 御朱印御頂戴ニ付、高室喜三郎殿
御代官所ニモ三石之社領、貴様御拘分故、御朱印西戸村へ一
同ニ御入被成候、就其ニ喜三郎殿御加判之御朱印之下手形御越
候、則致加判進候、目出度 御朱印御頂戴可被成候、将又判形
之儀御申越候、居判之次ニ印判如何々敷之御指図尤ニ候、恐惶

謹言

(慶安元カ)

二月廿六日

天羽七右衛門尉

景安(花押)

山本坊

御報

(毛呂山町 旧山本坊相馬家文書「聖教No.829」)

まず史料二五ノ二七及び三〇の無年号文書の年代推定について述
べると、史料二五は、差出者兩名の同時連署、署名の仕方と干支か
ら文禄三年、史料二六・二七は、史料二八を出すための関連史料と
みられ正保四年、史料三〇は、詳しくは後述するが一応慶安元年と
考えることにしたい。

寺社

佛奉行不

史料二五は一連の文書の発端となるもので、大久保長安、伊奈忠次が連署して山本坊に対し「永田五反」と「居屋敷」の開発・支配を認めたものである。次に史料二六・二七は、当地を支配していた代官天羽景安とその手代川田七兵衛からの書状である。内容の要点は次の四つにまとめられるであろう。(1)山本坊の居屋敷と指置の田は村高外であること、(2)出願にあたって村方百姓の同意を得なければならぬが秀悦というものが同意しないようである(以上史料二六)。(3)「寺領訴訟」朱印状交付出願にあたって、本田と挿入れのなかつた河原とは別に行うべきである、(4)さきの(2)とも関連して、百姓からの手形は代官側から徴収することもできるが、山本坊自身で行った方が後々のためによからう(以上史料二七)。このようにみてくると、朱印状交付出願にあたっては、代官と山本坊が非常に綿密な連絡をとりながら、寺社奉行所、村方百姓に対する対策をたてていたことがわかる。なお、史料二七の追書の中で「方々御代官衆々寺領之書上写此方ニ留置候」とあることから、当時各地でこうした寺領訴訟に朱印状交付出願がなされていたことが窺える。

このような一連の準備をしたうえで、天羽景安から寺社奉行所へ出された朱印状交付願書が史料二八である。ここでは史料二五をうけて、「居屋敷内」「永田五反之開」都合五〇石が朱印状の対象とされた。その根拠は、これらの土地は代官天羽景安の管轄下にあるが、幕府の蔵入地ではなく、山本坊が旧来からの特権によって支配してきたものであるから、この際朱印地として認めてもらおうと

いうものである。こうした代官の願書とともに、史料二六・二七にふれられているように、在地の百姓からも当該地が正統な寺社領である旨の手形を徴収していたようである。その後寺社奉行所等での書類の動きについては詳らかにしないが、翌慶安元年二月二四付で史料二九のごとく徳川家光の朱印状が交付された。この朱印状は、石高が大きいせいも他のこの時期のものと比較すると、文言が町重なものとなっている。また、史料二八にみえる五十石のほかに、山本坊が黒山村の熊野権現社領として支配している三石も一括され、都合五三石となっている。この問題については史料三〇に詳しい。

この書状については、当初史料二六・二七と一連のものとも考えたのであるが、次のような理由から史料二九の朱印状発給直後のものとみたい。というのは、史料三〇で問題となっていることは朱印状交付の可否ではなく、高室昌成代官所である黒山村の熊野権現社領三石の朱印を、天羽景安の代官所である西戸村山本坊分と一括にすることを報じているからである。すなわち、この時点では朱印状が交付されることは既定事実となっているのである。とすると史料二八より以前にもつてくる訳にはいかなくなり、慶安元年とせざるを得なくなってしまう。ところが史料二九の朱印状は慶安元年二月二四日付であり、史料三〇の二月二六日には交付済の筈である。この矛盾を理解するには、幕府側での朱印状交付年月日をまとめた第三表をみていただきたい。これによれば、最初の朱印状交付は、慶安元年三月一七日なのである。おそらく、慶安元年二月二四日付の朱

御朱印寺社領の成立過程(重田)

印状もこの時に交付されたものと思われる。とすれば、史料三〇は慶安元年でも十分に成立ちうるであろう。

(1) 修驗龍藏院の場合

次に山本坊の様には先だつ証文もない、一般の寺社の朱印状交付過程をみておこう。ここで検討の素材とするのは、入間郡三ヶ島村(現所沢市)修驗龍藏院の場合である。龍藏院は古くは玉蔵坊といわれたらしく、篠井観音堂配下の本山派修驗で、村内愛宕権現社の別当職をしていた。卷末の御朱印寺社一覽では形式的に神社に区分したが、ここでは便宜上玉蔵坊(龍藏院)と呼ぶことにしたい。

現在知られている関連文書としては、次の五通がある。

〔史料三一〕

武州入東郡三ヶ嶋玉蔵権現免改見申事

一中畠 三反七畝歩

一下畠 壹町壹反歩

高合六石三斗

右分、玉蔵代々被致仕^(金)拜候^(免)処実証也、御繩之内ハ少も入不申候、為後日仍而如件

慶安二年丑三月九日

惣左衛門 判

(五名中略)

惣百姓 同

沢次郎右衛門尉様

〔史料三二〕

武蔵国高麗郡山口領之内三ヶ嶋村、愛宕別当玉蔵坊愛宕領高六石三斗之所、従前々至于今致取納^(マ)シ来候、拙者領内ニ而者御座候へ共、拜領之高外ニ御座候、今度 御朱印頂戴仕候様ニ被成可被下候、以上

慶安二年丑三月十一日

〔差出入欠〕

松平出雲守殿

安藤右京進殿

〔史料三三〕

〔前欠カ〕

本山方ニ御座候者幸手不動院か、又ハ大覚院か証文取參候様ニと被仰付候由、拙者儀本山方にて幸手不動院同前ニ先達ヲ仕、

本山かた本寺ニ御座候、当年も幾通も如此添状指申候、此玉蔵

坊儀古跡ニ御座候而、及十代山伏仕来り申候、以上

〔慶安二年カ〕
五月廿六日

本山大先達観音堂良^(良安)(花押)

御奉行所

〔史料三四〕

武州三ヶ嶋村愛宕大権現遺書

応長元年ニ良円法印社ヲ建立仕候

勸請ノ初ヨリ当年迄三百三拾八年ニ而御座候

本社二間、本地堂三間四方、末社三座御座候

社中之山林、東西江二百五間、南北江二百五拾間

別当屋敷、東西へ七拾間、南北へ七十五間

右之通、少も偽不申上候、以上

慶安二年丑六月二日

別當 玉藏坊

名主 賀兵衛[㊦]

同 源右衛門[㊦]

寺社御奉行所様

〔史料三五〕

武州三ヶ嶋村玉藏坊本山方先祖良円法印、応長元年ニ開記仕候、
当代迄拾六代ニ罷成候、聖護院御門跡迄御存知之山伏ニ御座候、
古跡紛無御座候、以上

慶安貳年七月廿日

本寺先達 観音堂良安(花押)

寺社御奉行所

(以上所沢市 旧竜藏院中家文書「聖教No.782~No.786」)

これら五通の文書は、新規に朱印状を交付されるにあたってどのような手続が必要であったのか、よく示している。まず史料三二によつて、村役人クラスの六名と惣百姓が連名で、当該地は愛宕権現社別当玉藏坊が代々支配してきたもので、検地雑除地であることを地頭沢氏に請合つた。史料三二は、差出人名を欠くが文意から明らかなように、地頭沢氏が村方の証文をうけて、当該地が自分の拝領高外であるので朱印状を交付してもらいたい旨、寺社奉行の松平出雲守と安藤右京進に出願したものである。これで手続は終了したわけではなく、六月に入ると玉藏坊と村方名主は史料三四のような連署証文をもつて、愛宕権現社の由緒と規模を寺社奉行所に届出た。

御朱印寺社領の成立過程(重田)

この間、修験玉藏坊の本寺にあたる篠井観音堂からは五月二六日付で史料三三のような証文が出され、さらに七月には史料三五のように玉藏坊の由緒が本寺によつて証明された。特に史料三三では、「当年も幾通も如此添状指申候」とあることから、こうした証文が玉藏坊に限らず一般的なものであったことがわかる。この朱印状の交付に関する史料がこれで完結しているのかどうか、にわかに断定することはできないが、少なくとも愛宕権現社別当玉藏坊の事例でみるかぎり、村方・領主・本寺という三者からの証文をもつて、朱印状の交付決定が寺社奉行所でなされていたことが推測される。この結果、玉藏坊の場合は慶安二年一〇月一七日に六石三斗の朱印状が交付された。

(ウ) 朱印状交付願書の概要

現在こうした朱印状交付に絡む文書はかなり見られ、その概要を既出のものを含め整理すると、第四表のようになる。ここでは総点数三一点を掲げたが、寺社数にすると二二となる。この表をみてまず氣のつくことは、寺院、神社、また寺院においては宗派を問わずに証文が残されていることである。時期的にみると正保四年から慶安二年にかけてに集中しており、慶安三年以降もいくつか単発的に出されたことはわかっているが、いずれも朱印状が交付されるにはいたらなかった。こうした集中性、均質性がみられることは、この時点で幕府から何らかの触書等による働きかけがあったことが想定される。次に部分的に引用する史料は、やや時代が下り延宝四年の

第4表 朱印状交付願書の概要

村名・寺社名(支配)	宗派	文書年月日	出所	宛所	概要	朱印状年月日(石高)	出典
1 入・西戸村山本坊(代官)	修	正保 4. 3. 24	天羽七右衛門(代官)	寺社奉行所	伊奈・大久保証文, 収納, 蔵入外, 朱印願	慶安元 2. 24(50石)	旧山本坊相馬家文書
2 比・上伊草村金乘院(川越)	真	正保 4. 4. 3	金乘院	松平伊豆守役人	焼失朱印状再交付	慶安元 8. 17(19石)	金乘院文書
3 比・ 同 上	〃	正保 4. 4. 3	金乘院(松平伊豆守 裏書あり)	{安藤右京進 松平出雲守}	同 上		同 上
4 足・芝村鶴丸八幡社(代官)	神	正保 4. 4. 19	熊沢彦兵衛(代官)	寺社奉行	収納, 蔵入外, 朱印願	慶安元 8. 17(15石)	長徳寺文書
5 入・勝楽寺村七社権理(旗本)	神	慶安元 8	小林権平(旗本)	{安藤右京進 松平出雲守}	知行外, 収納, 朱印願	慶安元 8. 24(7石)	「慶長里正日誌」(「所沢市史社寺編」)
6 比・小川村西光寺(代官)	曹	慶安 2. 正 23	小川村名主惣百姓	代官(龍星庄兵衛)	除地, 寺納, 朱印願	慶安 2. 8. 24(10石)	西光寺文書
7 幡・太田村能護寺(旗本)	真	慶安 2. 2. 24	{三枝清右衛門(旗本) 伊奈百助(旗本) 松崎善右衛門(旗本)}	{安藤右京進 松平出雲守}	拝領高外, 庄屋・百姓 請合, 朱印願	慶安 2. 8. 24(30石)	能護寺文書
8 入・小用村福寿寺(代官)	修	慶安 2. 3. 5	小用村名主惣百姓	天羽七右衛門手 代川田七郎兵衛	村高外指置	慶安 2. 11. 17 (3. 5石)	旧福寿寺榎本家文書
9 入・ 同 上	〃	慶安 2. 3. 7	大光蓮山本坊	寺社奉行所	由緒請合, 石高は代官 より	同 上	同 上
10 入・三ヶ島村玉蔵坊(代・旗)	〃	慶安 2. 3. 9	惣百姓	沢次郎右衛門尉 (旗本)	玉蔵坊支配, 縄外	慶安 2. 10. 17 (6. 3石)	旧龍藏院中家文書
11 入・ 同 上	〃	慶安 2. 3. 11	{旗本}	{松平出雲守 安藤右京進}	収納, 拝領高外, 朱印 願	同 上	同 上
12 崎・今井村弘誓寺(代・旗)	天	慶安 2. 3. 19	名主, 惣百姓	(ナツ)	縄除請合	慶安 2. 10. 17(10石)	常光院文書
13 入・下名栗村楞嚴寺(代官)	曹	慶安 2. 3. 19	名主・惣百姓	今井八郎右衛門 内吉野加右衛門	檢地指置, 蔵入外	慶安 2. 10. 17(6石)	楞嚴寺文書
14 足・芝村円通寺(代官)	臨	慶安 2. 3. 24	建長寺内龍源頭禪	寺社奉行所	由緒, 寺納, 朱印願	慶安 2. 8. 24(20石)	長徳寺文書

15	比・鍛田村長福寺(代官)	天	[慶安2]3.24	毘沙門堂門跡公海	[安藤右京進 松平出雲守	収納, 朱印願 古跡, 代官添状	慶安 2. 10. 17(10石)	長福寺文書
16	入・小用村福寿寺(代官)	修	慶安 2. 3	福寿寺・惣旦中	[寺社奉行所]	由緒, 蔵入外	No. 8 ㊦同	No. 8 ㊦同
17	比・平村福聚寺(代官)	修	慶安 2. 3	別当慈眼坊	寺社奉行所	由緒, 朱印願	慶安 2(5石)	『埼玉叢書』vol. 5, p. 116
18	入・三ヶ島村玉蔵坊(代・旗)	修	[慶安2]5.26	本山大先達觀音堂	奉行所	由緒	No.10㊦同	No.10㊦同
19	埵・南河原村觀福寺(旗本)	真	慶安 2. 6. 朔	觀福寺・惣百姓	寺社奉行所	由緒, 境内・堂舎規模, 纏除	慶安 2(4.8石)	『埼玉叢書』vol. 6, p. 263
20	比・泉井村金沢寺(代・旗)	曹	慶安 2. 6. 2	泉井村名主・惣旦那	奉行所	由緒, 堂舎規模, 指置 地	慶安 2. 8. 24(8.5石)	金沢寺文書
21	比・遠山村遠山寺(代官)	曹	慶安 2. 6. 2	名主・惣百姓	奉行所	由緒, 寺領	慶安 2. 10. 17(10石)	遠山寺文書
22	入・小用村福寿寺(代官)	曹	慶安 2. 6. 3	小用村名主	奉行所	由緒, 寺領, 蔵入外	No. 8 ㊦同	No. 8 ㊦同
23	高・野田村円照寺(代官)	真	慶安 2. 6. 13	円照寺・名主・惣百 姓	寺社奉行所	由緒, 境内・堂舎規模	慶安 2. 10. 13(?) (15石)	『埼玉叢書』vol. 6, p. 391
24	大・佐谷田村永福寺(忍藩)	真	慶安 2. 6. 27	永福寺	阿部豊後守内酒 井又右衛門外2 名	由緒, 纏除, 朱印願	朱印状交付ナシ	久保家文書No.1875
25	入・三ヶ島村玉蔵坊(代・旗)	修	慶安 2. 6	別当玉蔵坊・名主	寺社奉行所	由緒, 堂舎・境内規模	No.10㊦同	No.10㊦同
26	埵・三箇村長龍寺(旗本)	曹	慶安 2. 7. 2	長龍寺・隣寺	寺社奉行所	由緒, 纏外, 境内・堂 舎規模, 末寺	慶安 2. 10. 17(12石)	長龍寺文書
27	大・佐谷田村長福寺(忍藩)	真	慶安 2. 7. 5	長福寺・名主・百姓	阿部豊後守内酒 井又右衛門外2 名	由緒, 纏外, 境内・堂 舎規模, 末寺	朱印状交付ナシ	久保家文書No.1867
28	入・三ヶ島村玉蔵坊(代・旗)	修	慶安 2. 7. 20	本寺先達觀音堂良安	寺社奉行所	由緒	No.10㊦同	No.10㊦同
29	那・広木村常福寺(代・旗)	真	[慶安2]8. 4	猪飼半左衛門 南条金左衛門 高田庄右衛門 村越清次郎	[安藤右京進 松平出雲守	収納, 拝領高外, 朱印 願	慶安 2. 10. 17(10石)	常福寺文書
30	男・本田村教念寺(代・旗)	時	慶安 2. 霜. 29	有實種親	教念寺	朱印状交付後の祝状 古跡, 収納, 蔵入外,	慶安 2. 10. 17(10石)	教念寺文書
31	埵・不動岡村総願寺(代官)	真	慶安 3. 晦	曾根五郎左衛門	[安藤右京進 松平出雲守	朱印願	朱印状交付ナシ	総願寺文書

檢地に際してのものであるが、この慶安期の一連の朱印状交付願書を理解するには重要なものであろう。

〔史料三六〕

一 武州葛飾郡松伏村静栖寺本尊阿弥陀面、御年貢不納之地ニ而
附来田畠御座候、然処ニ古半十郎殿時分、寺社御改御倉儀之
上、御朱印地ニも可罷成分へ者、御朱印之御訴訟被仰立可
被下之由ニ而、為役人会田七左衛門・高橋与左衛門江被仰付、
在々寺社御改被成候刻、阿弥陀面御年貢不納之地ニ紛無御座
候由、名主・百姓連判之証文を以、御朱印之御訴訟申上候
義ニ、方々寺社 御朱印之御訴訟状取集被仰上可被下之由ニ
而延引仕候内、古半十郎殿御死去ニ付(以下略)

(松伏町 静栖寺文書「聖教No.366」)

まずこの史料でいっている「御朱印之御訴訟」が具体的には何時頃のものか考えると、伊奈半十郎忠治は承応二年に没しているものでそれ以前であり、「名主・百姓連判之証文を以、御朱印之御訴訟申上候」という文言からは、いままで述べてきた慶安二年の村方から代官・地頭に提出した証文を想定させられるので、これと同一時期のものとして推定してよからう。とすれば、この時に大規模な寺社改めが行われ、従来の年貢不納地(＝除地)には願によって朱印状を交付していったことがわかる。さらに松伏村(現松伏町)付近では、伊奈忠治配下の会田七左衛門と高橋与左衛門とが担当官として廻村し、多数の証文が提出されたこともわかる。

ここで再び第四表に戻り、この時の願書類の形式・内容を出所・宛所を中心に類型化すると、次の七つに分けられる。

- (a) 村方百姓・名主から代官・旗本宛……………No. 6、8、10、13
- (b) 代官・旗本・大名から寺社奉行宛……………No. 1、4、5、7、11、29、31
- (c) 本寺から寺社奉行宛……………No. 9、14、15、18、28
- (d) 寺社から寺社奉行宛……………No. 17、26
- (e) 村方から寺社奉行宛……………No. 19、20、21、22
- (f) 寺社・村方から寺社奉行宛……………No. 16、23、25
- (g) 寺社から大名宛……………No. 2、3、24、27

名文書の内容は各々若干の相違があるが、主要な論点をあげれば(a)では当該地が検地の節繩除であったこと、(b)では(a)をうけて当該地が蔵入外(拝領高外)であるので朱印状交付願、(c)では当該寺社の由緒を主として問題としている。そして(d)(e)(f)はこれらの複合体であり、(g)は大名領における特殊なケースといえよう。以上みてきたことから、慶安期の朱印状交付願書は(a)(b)(c)の類型を基本とし、支配の相違等によって若干の幅をもっていたことがわかる。

(4) 『武蔵田園簿』と寺社領

いままで慶安元、二年の朱印状交付に直接的に絡む史料を用いてその特色をみてきたのであるが、本項ではやや視点をかえて、当時の領主配置を最も詳細に伝えているといわれる『武蔵田園簿』(以下

『田園簿』と略す)にみられる寺社領記載の特色を考え、併せて『田園簿』の史料性格にも言及しておきたい。

『田園簿』は、従来『正保田園簿』と一般的に呼ばれていたが、近年の研究によれば、慶安二年五月一日から現地調査が開始された国絵図と対になるもので、慶安二―三年の状況が記されているものと考えられている⁽²¹⁾。一村毎に村高、領主名が克明に記されているので、当然本稿で対象としている寺社領についての記載も豊富である。それらの個々については巻末の県内御朱印寺社一覧の該当箇所をみていただきたい。

まず寺社領記載の形式をみると

伊奈半十郎御代官所

新會村

一 高九百貳拾壹石貳斗七升五合

内 六百九拾八石六斗四升四合 田方

貳百貳拾貳石六斗三升壹合 畑方

永三貫八拾七文 野錢 同人御代官所

高拾五石 観音寺領

外 高拾八石 妙顯寺領

のごとく、村高外として記され、その石高は原則的に朱印状と一致する。しかし寺社領の記載の有無は、地域、領主・支配代官、朱印寺社領の成立時期などによってかなりの精粗があるようである。まず地域の方からみていくと、男衾郡や秩父郡では天正一九年一月の朱印寺社でも、寺社領の記載を欠いている場合が多い。次に領

御朱印寺社領の成立過程(重田)

主の面からみると、忍藩阿部豊後守領分および一部の旗本領では、他の史料から朱印状発給が明らかの場合でも、寺社領が記入されていないことがある。さらに成立時期からみるならば、慶安元年を境いに大きく変わっていることなどが巻末の県内御朱印寺社一覧から読みとれる。すなわち、慶安元年までは前記したような様々な理由により記述が省略されている場合もあるが、原則としては記入されているようである。ところが慶安二年の場合は、ほんのわずかの旗本領の寺社を除くと、原則として記入されていないのである。記入されている例としては慶安二年一〇月一七日付の埼玉郡栢間村(現葛蒲町)浄土宗善宗寺がある。付近の同時期の朱印寺社には記載がないが、旗本内藤外記知行地にのみ共通して寺社領の記入がみられる。こうした記載の特色は、『田園簿』の史料性格を検討するうえにも大きな問題となる。慶安二年の数例については、現存の『田園簿』そのものが後世の写本でしかなく、転写途中での竄入とも考えられるが、天正一九年一月以来のものが未記載の地域があるということは、どうしたことであろうか。もし『田園簿』を作成するにあたって、幕府側に朱印状発給台帳のようなものがあり、それを基礎に編集したのならばこうした不正確な記載は避けられた筈である。こうした疑問にこたえる適切な史料は持ち合せないが、おそらく短期間に広大な地域の調査をしたのであるから、幕府の調査官が代官や領主の在地支配機構を通して指出しを徴したので、こうした精粗のある不正確な記述となってしまったのであろう。

第5表 『武蔵田園簿』にのみ寺社領の記入がある寺社

No	寺社名	所在地(市町村)	宗派	寺社高	支配	備考
1	長伝寺	足立郡下小村田村(与野市)	浄	5.0		
2	祥栄寺	入間郡三ヶ島村(所沢市)	(不明)	10.0	代・今井、福村、旗本3給	『諸宗末寺帳』に「御朱印五石」と載る。また『風土記稿』にも「古は御朱印地なりしが、後故ありて収公せられしと云」
3	寺領 (寺名不記)	〃 豊田本村(川越市)	(不明)	9.0	旗・彌富、蜂屋、柘植	『風土記稿』では七社権現社別当「勝乗寺」
4	大福寺	比企郡平沼村(川島町)	真	0.8	旗・酒井内記	『寺領』という書き方は、小仙波村=喜多院領と同じ表記
5	延命寺	〃 中山村(川島町)	真	2.0	旗・同 上	『風土記稿』寺領を記さない
6	金剛寺	〃 同上	真	1.2	旗・同 上	同 上
7	善能寺	〃 同上	真	0.5	旗・同 上	同 上
8	善福寺	〃 八ッ林村(川島町)	真	3.8	旗・酒井紀伊守	同 上
9	極楽寺	〃 同上	真	1.89	旗・同 上	同 上
10	長福寺	〃 同上	真	2.12	旗・同 上	同 上
11	伊光寺	〃 同上	(不明)	2.54	旗・同 上	『風土記稿』では「威徳寺」
12	徳性寺	〃 同上	真	1.92	旗・同 上	『風土記稿』では「光勝寺」
13	大福寺	〃 大塚村(川島町)	真	1.3	旗・板橋三郎兵衛	同 上
14	吉祥寺	〃 同上	(不明)	0.24	旗・同 上	『風土記稿』に寺名なし
15	長福寺	〃 戸守村(川島町)	天	2.0	旗・酒井紀伊守	『風土記稿』寺領を記さない、『風土記稿』では「超福寺」
16	薬師寺	〃 同上	(不明)	1.5	旗・同 上	同 上
17	鷲寿寺	〃 蘭部村(川島町)	(不明)	0.44	旗・同 上	同 上
18	福寿院	〃 同上	真	0.7	旗・同 上	同 上
19	福正寺	〃 同上	真	2.5	旗・同 上	同 上
20	岡林寺	〃 同上	真	20.0	旗・日向、小西	同 上
21	谷正寺	榛沢郡岡村(岡部町)	曹	10.0	旗・同 上	『田園簿』を引用 同 上 『風土記稿』では「全昌寺」
社領						
22	氷川明神	比企郡平沼村(川島町)		1.2	旗・酒井内記	『風土記稿』では寺領を記さない
23	氷川明神	〃 八ッ林村(川島町)		0.95	旗・酒井紀伊守	同 上
24	社領	榛沢郡岡村(岡部町)		7.3	旗・日向、小西	同 上 ， 聖天社か

では逆に『田園簿』に寺社領が記載されていないながら、それに対応する事実が把握できない寺社はないであろうか。現在のところ前頁第五表に掲げた二四例をあげることができる。この内長伝寺については、寛永の『諸宗末寺帳』に「御朱印五石」とあり『風土記稿』にはのちに収公されてしまったとしていたので、この時点では実体があつたものと考えられる。しかし大部分のものについては、〇・五―二石程度のごく小規模の寺社領であり、しかも特定の旗本領に集中していることから、『田園簿』の調査・編集過程で除地等が誤って記載されたものとみられる。

次に慶安元、二年に初めて朱印状が発給された寺社について、『田園簿』との対照によって、領主・代官との関係を考察してみよう。幕府直轄領における代官による差異としては、伊奈半十郎忠治と高室喜三郎昌成の場合が対象的であろう。伊奈忠治の支配地は足立、埼玉両郡の南部から葛飾郡にかけて慶安元年に集中的に出されている。一方高室昌成の支配地では慶安二年になって高麗・入間・比企三郡の丘陵地帯で小規模の寺社領(特に堂領)が大量に成立している。その他の代官ではさしたる特色はみられない。朱印寺社領と支配との関係できわ立った特色をみせるのは、藩領である。川越藩では入間、比企を中心とした城付地では、いままでのところ慶安元、二年に初発の朱印状が発給された形跡はみられない²²⁾。ところが同じ川越藩松平信綱の領分でも、正保四年に加増をうけた旧大久保忠職領分の埼玉郡騎西周辺では、慶安元年に四寺一社に朱印状が出

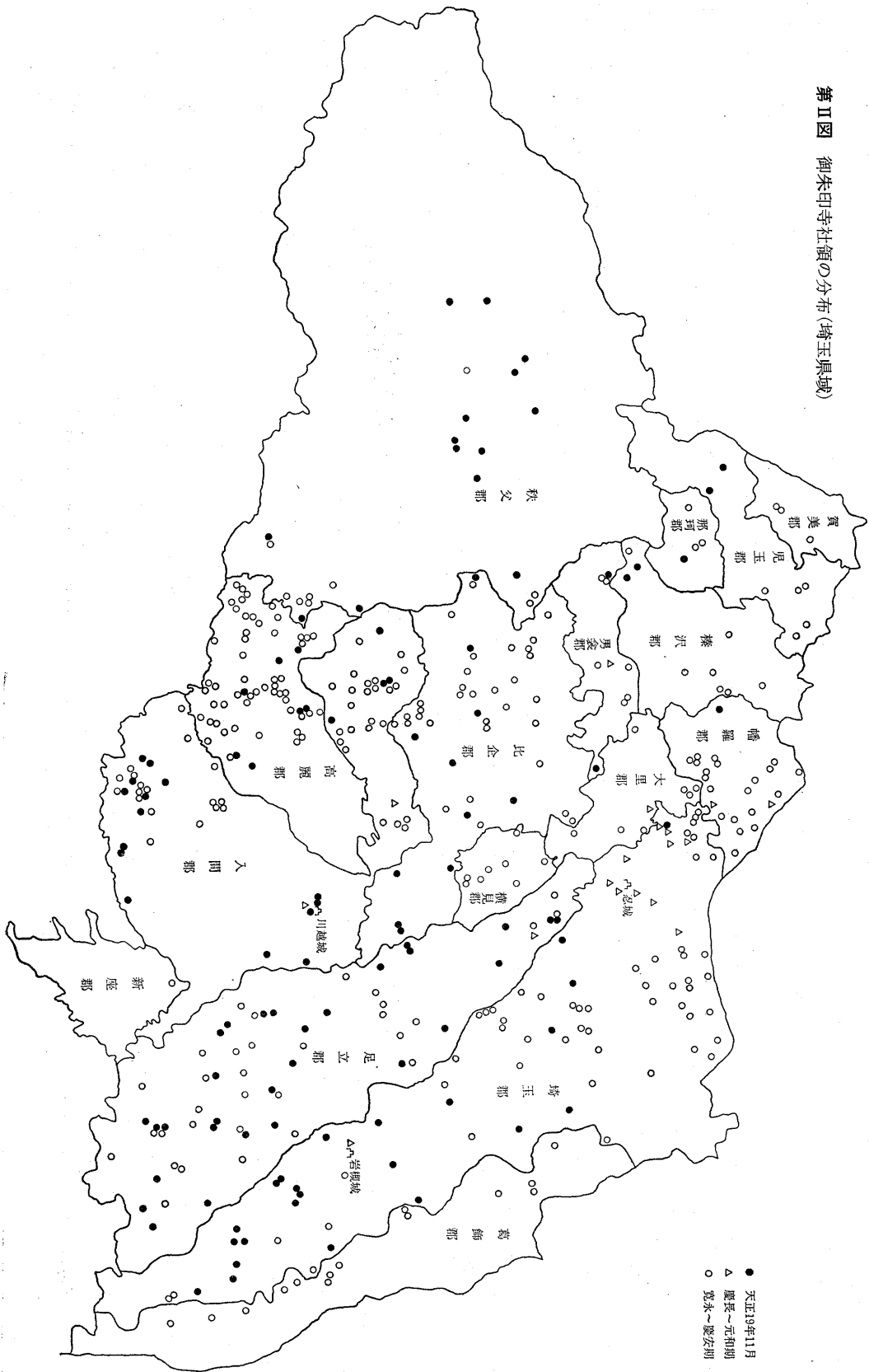
御朱印寺社領の成立過程(重田)

されている。これはおそらく松平氏や大久保氏などの旧騎西城主との関係で出されたものと推測されるが、詳細は不明である。忍藩阿部豊後守忠秋の領分では、慶安元年に大里郡相上村(現大里村)真言宗華藏院の事例が唯一の確実なもので、慶安二年に埼玉郡上中条村(現熊谷市)で二カ寺あるが、上中条村は村高三千石余のうち忍藩領はわずか二百石に過ぎず確定的なものとはいえない。岩槻藩阿部対馬守重次の領分では、慶安元年に埼玉郡長官村(現岩槻市)真言宗大光寺、慶安二年に埼玉郡白岩村(現白岡町)浄土宗忠恩寺等四カ寺に朱印状が出されている。以上のことから川越、忍、岩槻の三藩の領分では、慶安元、二年に初発の朱印状が出された例は非常に少なく、そのわずかな例もいずれも城下町から遠く離れた地域である。慶安元、二年の朱印状の交付は本章第三節(イ)でみたように支配領主、代官の添状がなければ成立しなかったものとみられるので、ここに藩当局の姿勢が現われているのであろう。

まとめにかえて

以上三章にわたって、やや煩瑣な叙述をくり返しながら、埼玉県域における御朱印寺社領の成立過程について、様々な方面から検討を加えてきた。その結果を一覧にしたものが第六表である。また第二図では、理解を助けるために地図上に表示してみた。まず第六表について補足すると、年月日を()で括ったものは『風土記稿』等の記述に拠ったもので、確定的な朱印状発給年月日とはいえない。

第II図 御朱印寺社領の分布(埼玉県域)



第6表 御朱印社額の成立年代一覧

年月日	郡	足立	新座	入間	高麗	比企	横見	埼玉	大里	男衾	幡羅	榛沢	那賀	児玉	賀美	秩父	葛飾	合計
天正19.11		23 6 (29)	0	12 7 (19)	5 2 (7)	10 1 (11)	0	22 1 (23)	0	2 0 (2)	1 0 (1)	2 0 (2)	2 0 (2)	2 0 (2)	0	12 2 (14)	0	93 19 (112)
慶長 4. 2-20		0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
慶長 7.11.25		0	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
慶長 9.11. 3		0	0	0	0	0	0	9 1 (10)	1 0 (1)	0	1 1 (2)	0	0	0	0	0	0	11 2 (13)
慶長 9.11. 7		1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
慶長18. 4.10		0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
(慶長年中)		1 1 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 1 (2)
元和 6. 3.15		0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
寛永19. 8.17		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
寛永19. 9.15		1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
寛永19. 9.24		3 0 (3)	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	5 0 (5)
(寛永19)		1 0 (1)	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3 0 (3)
慶安元 2.24		0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
(慶安元 4.24)		0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
慶安元 7. 7		0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
(慶安元 7.11)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
(慶安元 7.12)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	1 0 (1)
慶安元 7.17		0	1 0 (1)	0	0	0	0	3 0 (3)	0	1 0 (1)	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	6 0 (6)
(慶安元 7)		0	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
慶安元 8.17		4 3 (7)	0	1 1 (2)	3 0 (3)	1 0 (1)	4 0 (4)	5 0 (5)	1 0 (1)	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	20 4 (24)
慶安元 8.24		0	0	2 1 (3)	0	0	2 0 (2)	2 0 (2)	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	9 0 (9)	20 0 (20)
慶安元 9.17		4 0 (4)	0	0	0	0	5 0 (5)	0	0	2 0 (2)	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
(慶安元 9)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
慶安元 10.24		1 0 (1)	0	1 0 (1)	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4 0 (4)
(慶安元)		0	0	0	0	0	1 0 (1)	3 1 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	2 0 (2)	6 1 (7)
(慶安 2. 2)		0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	2 0 (2)
(慶安 2.3.17)		0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
(慶安 2.3.24)		0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
慶安 2. 8.17		1 0 (1)	0	1 0 (1)	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3 0 (3)
慶安 2. 8.24		10 2 (12)	0	8 4 (12)	9 2 (11)	8 3 (11)	0	4 5 (9)	0 1 (1)	11 2 (13)	1 0 (1)	1 0 (1)	1 0 (1)	0	0	0	0	52 19 (71)
(慶安 2. 8)		0	0	1 0 (1)	2 0 (2)	0	0	1 0 (1)	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	7 0 (7)
(慶安 2.10.13)		0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)
慶安 2.10.17		2 1 (3)	0	1 4 (5)	11 0 (11)	2 0 (2)	0	9 1 (10)	0	1 0 (1)	2 0 (2)	0	1 0 (1)	0	3 0 (3)	0	0	32 6 (38)
(慶安 2.10)		0	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	2 2 (4)
慶安 2.11.17		1 0 (1)	0	1 3 (4)	5 2 (7)	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	1 1 (2)	0	9 6 (15)
(慶安 2.11)		1 0 (1)	0	0	2 1 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4 0 (4)
(慶安 2)		1 0 (1)	0	10 4 (14)	11 1 (12)	8 3 (11)	0	9 2 (11)	1 0 (1)	1 1 (2)	2 0 (2)	2 0 (2)	0	1 0 (1)	0	0	0	46 13 (59)
(慶安 3)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	1 2 (3)
(慶安年中)		2 0 (2)	0	1 1 (2)	0	0	0	0	0	0	3 0 (3)	1 0 (1)	0	0	1 3 (4)	0	0	8 4 (12)
貞享 2. 6.11		2 0 (2)	0	1 0 (1)	0	0	1 0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4 4 (4)
未詳		1 0 (1)	0	2 2 (4)	0	0	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	1 0 (1)	0	0	0	4 3 (7)
合計		59 15 (74)	1 0 (1)	45 28 (73)	51 8 (59)	33 7 (40)	7 1 (8)	77 12 (89)	5 1 (6)	11 0 (11)	20 4 (24)	10 0 (10)	4 0 (4)	7 0 (7)	3 0 (3)	17 7 (24)	13 2 (15)	363 85 (448)

1) 本表は巻末の県内御朱印社一覧をもとに作成したものである。但し、平林寺については、御朱印社一覧では新座郡に入れているが、ここでは初発の朱印状をうけた当時の所在地である埼玉郡で集計されている。
 2) 各欄、上段が寺院数、下段が神社数、()内はその合計である。
 3) 年月に()を付したものは『風土記稿』等によるものである。

また、貞享二年六月一日としたものは、この年の朱印状には一般的に以前の朱印状を発給した年月日が記されているのであるが、この四寺社のものにはそれがなく形式上は初発のものと同じなので一応ここに区分した。しかし、これら四寺は他の史料からみると、これ以前からも寺領をもっていたことが明らかで多く、火災等によって朱印状を紛失し、この時に改めて交付されたものとみられる。⁽²³⁾ また慶安三年の三例についても、『風土記稿』の初発朱印状発給年月日に比較的誤りが多いことからすると、全面的に信用することはできない。

こうした前提に立つて第六表をみると、県域内では徳川歴代將軍の朱印状は、家康から家光の時代にかけて出され、以後は継目安堵のみであったことがわかる。⁽²⁴⁾ 御朱印寺社の数は全体で四四八寺社で、その内訳は家康が14強の一二九寺社、秀忠はわずか一寺で、残りの14弱はすべて家光のものである。⁽²⁵⁾ 一般には入国直後の家康の寺社領寄進ということが強調されるが、実態としては寛永から慶安元、二年にかけての家光の大量な朱印状発給によって、村々に御朱印寺社が出現し幕府の威光もそれに伴って浸透していった様子がうかがえるのである。もちろん家光の時に成立した御朱印寺社でも、それ以前から検地帳上は除地となり、伊奈忠次等の黒印状をうけていたものもあったことは確かであるが、それと將軍から直々に出される朱印状によって保証されたのとは格段の相違であろう。

地域的な特色では、ほぼ郡域の広さに比例しているが、特に密な

ところは高麗郡、横見郡、幡羅郡などである。逆にまばらな地域は新座郡、入間郡東部、秩父郡、葛飾郡などである。この差が何によっているのか一概にいうことはできないが、すでに述べたように支配代官、大名、旗本の差によるものもあるであろう。

御朱印寺社の問題としてはこのほかに、継目安堵、寺社領支配、朱印地・朱印高の変更、明治維新の上知など様々なものがある。また、本稿である程度明らかにした武蔵国(埼玉県域)での事例が、全国的な視点からみた場合どのような特色があるのか、特に江戸近郊としての性格がどう表われているのかなど残された問題は多いのであるが、それらは今後の課題としたい。

末筆ながら五年間の埼玉県寺院聖教文書遺品調査にあたって、終始御指導をいただきました調査員の各先生方に厚く御礼申し上げます。特に大正大学助教宇高良哲先生には、本稿を草するにあたって種々貴重な御教示をいただきました。

註

- (1) 中田薫氏「御朱印寺社領の性質」、同「徳川時代に於ける寺社境内の私法的性質」(いずれも『法制史論集』第二巻所収)
辻善之助氏他「寺社領性質の研究」、豊田武氏「江戸時代の寺領概説」(『改訂日本宗教制度史の研究』所収)
- (2) 安藤宣保氏「寺社領私考：明治維新を中心にして」、『同捨遺』
本書は江戸時代から明治維新にかけての寺社領に関する諸問題を扱った論稿と、黒印地、除地、朱印地の全国的な目録とからなっている。
- (3) 柚田善雄氏「近世前期の寺院行政」(日本史研究No.23)

大野瑞男氏「領知判物・朱印状の古文書学的研究」(史料館研究紀要第十三号)

神崎彰利氏「相模国寺社領の成立」(村上直氏編『論集関東近世史の研究』所収)

和泉清司氏「徳川氏における体制的・石高制の成立過程」(同前書所収)

(4) 各寺社に残されている朱印状は、普通十二通、十通ないしは九通で完全セットになるものである。本稿ではこれらのうちもとも古いのもの、すなわち初発の朱印状が何時発給されたかを、各寺社毎に確定し(巻末の県内御朱印社一覽)、その背景・特色をさぐるうとしたものである。なお朱印状発給制度の概要については、埼玉県立文書館収蔵文書目録第二十集『西角井家文書目録』の解説のうち、「諸国寺社朱印状」の項を参照。

(5) 宇高良哲氏「徳川家康の関東移封時期に関する一考察」(法然学会論叢第二号)

(6) 以下、埼玉県教育委員会刊『埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書』史料編に所収された文書についてはこのように出典を表記した。

(7) 宇高良哲氏「全阿弥考」(大正大学研究紀要第六十四輯)。なお、平源寺に朱印状が出されたのは、三代將軍徳川家光の慶安二年一月一七日である。この間の事情については詳らかにしない。

(8) 文書の年号推定は注(7)宇高氏論文

(9) 和泉清司氏「近世初期武蔵における徳川検地について」(史潮新九号)

(10) 兼子順氏「新編武蔵風土記稿による武蔵国(埼玉領域を中心とした)検地年表」(未刊)

(11) この数字については、本章第五節で述べるようにかなりの疑問がある。

(12) 寺社領単独の検地帳もいくつか残されているが、それらについて

はいずれ別の機会に検討してみたい。

(13) 日下部定好がどのような立場でこの文書を出したのかは定かでないが、辰(天正二〇年)三月三日付の大久保長安、伊奈忠次の武川衆への知行書立(和泉清司氏編『伊奈忠次文書集成』所収)に次のような記述がある。

(前略)

一九百貳拾五石六斗八升五合

同折原之郷

右之内拾石東国寺領ニ引 印判日下兵

(中略)

右之外拾石東国寺領ニ替渡 印判日下兵

(後略)

この文書からみると、大久保・伊奈の発給文書でありながら、東国寺領に関係する部分には日下部の証印が捺されているのである。

(14) 巻末の県内御朱印社一覽では、これら『寛文印知集』に未収録の寺社のうち、なんらかの方法で天正一九年一月の原本または写本が確認されたもの、または全く手掛りがなく他に年号を推定できないものについては『風土記稿』に従い天正一九年一月とした。

ただし『風土記稿』で天正一九年一月とされながら、その原本または写本もなく、しかも他の文書によって初発年月日が確定できるものについてはそれに従った。

(15) 小野文雄氏「忍藩」(『新編物語藩史』第三卷所収)

根岸茂夫氏「武蔵における譜代藩の形成」(村上直氏編『論集関東近世史の研究』所収)

(16) この推測を成立させるためには実証的な面で問題点が残る。まず関八州でこうした事例は他にあるのかどうか。また忠吉領国となる予定の地域だけなぜ天正一九年一月朱印状の対象外としたのか。これは逆にいえば天正一九年一月朱印状交付の原則は何かということになる。さらに、なぜ上之村龍淵寺は例外とされたのか。こう

した問題について明確に答えることはできないが、慶長九年一月三日付朱印状の特異な残存の仕方から仮説を提出しておいた。

- (17) 刊本は『諸宗末寺帳』上・下(大日本近世史料)、また影印本として『江戸幕府寺院本末帳集成』があり、詳細な解説も付されている。

(18) 柚田善雄氏 前掲注(3)論文。

- (19) これらの文書については、宇高良哲氏「浄土宗檀林岩槻浄国寺史」(埼玉県史研究第十二号)参照。

(20) 山本坊関係文書は、子孫の相馬重夫氏に伝えられ埼玉県立文書館に寄託されているが、浦和市の市川道幸家にも当家が明治初期に代言人をしていた関係か、寺領関係のものを中心に数点残されている(『埼玉県史資料所在目録』第一集解説による)。

(21) 北島正元校訂『武蔵田園簿』解説。

(22) 管見の範囲では、朱印状発給年月日未詳で『風土記稿』に「大猷院殿の御時」一〇石を賜わったという入間郡大袋村(現川越市)の曹洞宗東陽寺の例と、千石余の村高の内わずか六一石余を他の四人の旗本と相給支配をした入間郡入間川村(現狭山市)での事例があるが、いずれも慶安元、二年に川越城付地という条件の確証を欠いている。

(23) たとえば、大門宿の大興寺の場合をみると寛永の『諸宗末寺帳』には寺領三〇石と記され、『会田落穂集』(『浦和市史』近世史料編I)には、貞享元〜二年にかけての朱印状再交付の時の願書三通が収められている。これによれば、大興寺は家康以来の朱印状をもってしたが、慶安三年七月に焼失してしまい、それ以後度々訴訟をしたが結局これまで朱印状は再交付されなかったとしている。貞享二年の朱印状の全文は次のとおりで、他の貞享二年の朱印状にみられる朱印交付の前例書は一切省略されている。さきの訴願が認められ再交付をうけたものである。

御朱印寺社領の成立過程(重田)

武蔵国足立郡大門町之内三拾石事、大興寺全可收納并寺中諸役等免除、如前々永不可有相違者也

貞享二年六月十一日

(宋印) 綱吉

(浦和市 大興寺文書)

(24) 管見の範囲では、これ以降の朱印状交付は江戸に多いようである。例えば、寛文五年七月一日に家綱により芝神明社、湯島根生院、寛文六年三月二〇日に市谷自証院、貞享二年六月一日に小石川伝通院などがある(以上、埼玉県立浦和図書館編『諸国寺社朱印状集成』による)。

(25) このことに関連し、寺社朱印状の將軍代替りによる継目安堵制度の確立を寛文五年(寛文印知)に求めるのが通説であるが(注③)大野瑞男氏、柚田善雄氏論文)、この時は將軍二代以上あるいは朱印高五〇石以上の寺社に限られていたのであるから、本県の場合対象となったのは、この時点で朱印状の交付をうけていた寺社のわずかにすぎないことになる。すべての御朱印寺社に同一年月日で継目安堵の朱印状が発給されるようになるのは、綱吉の貞享二年六月一日のことであり、この時にはじめて継目安堵制度が体制的に確立したものとみるべきではなからうか。これ以降は、全御朱印寺社に対し同一年月日で継目安堵の朱印状が交付されるようになっていく。

付編 県内御朱印寺社一覽

凡例

本表は、『新編武蔵風土記稿』を基礎に、各寺社所蔵古文書、その他の文献により、埼玉県域内に所在した御朱印寺社の概要をまとめたものである。対象が広範囲であるためいまだ調査不十分の点も多いが、今後の調査の参考になればと、とりあえずここに公表させていただいた。大方の御教示を戴ければ幸いである。各項目の記入要領は次のとおりである。

- 一 配列……寺院と神社に大別し、各々『新編武蔵風土記稿』の記載順とした。
 - 二 所在地……『新編武蔵風土記稿』の表記にしたがい、現行の市町村名を付記した。
 - 三 宗派……『新編武蔵風土記稿』にしたがい、天(天台宗)、真(真言宗)、浄(浄土宗)、臨(臨濟宗)、曹(曹洞宗)、日(日蓮宗)、修(修驗)と略記した。ただし、修驗等で神社の別当を勤めている場合は、そちらに配列してあるので参照していただきたい。
 - 四 寺社名……原則として『新編武蔵風土記稿』の記述に従い、堂領についてはその旨注記した。
 - 五 年月日……朱印状が初めて出された年月日を記した。その典拠とした史料は備考欄に記してある。
 - 六 朱印高……朱印状、または『新編武蔵風土記稿』による。単位は石。
 - 七 『田園簿』支配……『武蔵田園簿』により、当該寺社の所在村の支配を記した。代(代官)、旗(旗本)、川(川越藩)、忍(忍藩)、岩(岩槻藩)の略である。また支配が複数にわたる場合は、適宜簡略化した。
 - 八 寺社領高……『武蔵田園簿』による。斜線で示したものは記載がないことを示す。単位は石。
 - 九 備考……当該寺社の朱印状残存状態、年月日確定の根拠を中心に、気のついた点を記した。頻出書名については次のように略記した。
『風土記稿』||『新編武蔵風土記稿』(雄山閣刊)
『田園簿』||『武蔵田園簿』(近藤出版社刊)
『印知集』||『寛文朱印留』(国立史料館編)
『明細帳』||『社寺明細帳』(埼玉県行政文書)
- 十 対照頁……『風土記稿』の記載頁を示す。上段が刊本の巻数、下段が頁数である。

No.	所在地	宗派	神社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	寺社領高	備考	対照頁
新座郡(寺院)									
1	新座郡野火止宿(新座市)	臨	平林寺	天正19・11	50	岩・阿部対馬守	50	寛永2年以降原本(西角井家文書)、入国当初は埼玉郡平林寺村で50石。寛文3年に野火止に移る。	7 63
2	新座郡館村(志木市)	真	宝幢寺	慶安元・7・17	10	代・近山、旗本3給	/	写本(二上家文書)、『風土記稿』では家光が鷹狩の時にきたので朱印が発給されたといふ他に除地2町4方あり。	7 77
足立郡(寺院)									
3	足立郡本郷村(川口市)	浄	全棟寺	天正19・11	5	代・伊奈半十郎	5	『印知集』No. 839	7 173
4	足立郡原村(川口市)	真	密蔵院(薬師堂)	寛永19・9・24	11	旗・上野阿波守	/	写本、『風土記稿』では大猷院の時賜わるとのみ記す。	7 188
5	足立郡安行吉岡組(川口市)	曹	金剛寺	寛永19	10	代・伊奈半十郎	10	年号は『風土記稿』	7 200
6	足立郡慈林村(川口市)	真	薬師堂	寛永19・9・24	30	代・伊奈半十郎	30	写本、『風土記稿』によれば寺領は安行村吉岡組、別当宝蔵院『田園簿』は慈林寺領とする。	7 210
7	足立郡川口町(川口市)	真	錫杖寺	慶安元・9・17	20	代・伊奈半十郎	20	原本、『風土記稿』年号を記さず。	7 224
8	足立郡川口町(川口市)	真	善光寺(阿弥陀堂)	慶安2・8・17	10	代・伊奈半十郎	/	原本	7 225
9	足立郡新會村(戸田市)	日	妙顯寺	慶安元・9・17	18	代・伊奈半十郎	18	原本	7 231
10	足立郡新會村(戸田市)	真	観音寺	慶安元・9・17	15	代・伊奈半十郎	15	原本、『風土記稿』に記さず。	7 232
11	足立郡里村(鳩ヶ谷市)	曹	法性寺	天正19・11	10	代・伊奈半十郎	10	『印知集』No. 146	7 237
12	足立郡蕨宿(蕨市)	真	三学院	天正19・11	20	代・伊奈半十郎	20	原本、『印知集』No. 1029	7 242
13	足立郡浦和宿(浦和市)	真	玉蔵院	天正19・11	10	代・熊沢彦兵衛	10	原本、『印知集』No. 1003	7 246
14	足立郡芝村(川口市)	臨	長徳寺	天正19・11	40	代・熊沢、旗・安西	40	天正19・11写本、慶長18・5・21秀忠黒印状以下原本、『印知集』No. 170	7 253
15	足立郡芝村(川口市)	臨	円通寺(観音堂)	慶安2・8・24	20	代・熊沢、旗・安西	20	原本、實際は長徳寺の支配。	7 254
16	足立郡芝村(川口市)	天	慈星院	慶安元・9・17	7	代・熊沢、旗・安西	7	貞享2・6・11写あり(須賀家文書)、『風土記稿』年号を記さず。	7 254
17	足立郡下木崎村(浦和市)	浄	正樹院	慶安2・8・24	14	代・熊沢彦兵衛	/	原本	7 259
18	足立郡針ヶ谷村(浦和市)	浄	信光寺	慶安元・8・17	20	代・熊沢彦兵衛	20	写本(貞享2年以降原本)	7 260

御朱印寺社領の成立過程(重田)

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	領高	寺社	備考	対照頁
19	足立郡太田窪村(浦和市)	曹	守光院	慶安2	10・9	代・熊沢彦兵衛	10	年号は『風土記稿』		7 268
20	足立郡中尾村(浦和市)	天	吉祥寺	天正19・11	5	代・熊沢彦兵衛	5	原本、『印知集』No.1220		7 272
21	足立郡中尾村(浦和市)	修	玉林院	天正19・11	15	代・熊沢彦兵衛	15	全阿弥宛の貫高記載の寺領書出あり、『印知集』No.1075		7 272
22	足立郡大門宿(浦和市)	真	大興寺	貞享2・6・11	30	岩・阿部対馬守	30	原本、『風土記稿』では天正年中の朱印状焼失、『寛永本末帳』寺領30石		7 281
23	足立郡戸塚村(川口市)	浄	三仏寺	天正19・11	30	代・伊奈半十郎	30	寛永13年以降(西角井家文書)、『風土記稿』には、家康の鷹狩との関係を記す。『印知集』No.790		7 282
24	足立郡片柳村(大宮市)	曹	万年寺	寛永19・8・15	20	旗・大岡伝左衛門	20	原本、『風土記稿』では慶長年中という。		7 288
25	足立郡膝子村(大宮市)	曹	光徳寺	慶安2・8・24	13	代・熊沢彦兵衛	13	原本、『風土記稿』には大猷様御代とのみ記す。		7 299
26	足立郡大崎村(浦和市)	曹	国昌寺	慶安2・8・24	10	代・熊沢彦兵衛	10	原本、『風土記稿』年代記さす。		7 305
27	足立郡染谷村(大宮市)	曹	常泉寺	天正19・11	10	代・旗、岩・阿部	10	天正19・11写本、慶安元・7・17以下原本『印知集』前例書なし。『風土記稿』では天正19・7・17とする。天正19・8寺領検地帳あり。		7 306
28	足立郡小室宿村(伊奈町)	真	無量寺	天正19・11	60	旗・伊奈五郎左衛門	60	写本(明星院文書、伊奈忠次陣屋との関係『印知集』なし)。		7 315
29	足立郡別所村(伊奈町)	真	法光寺	慶安元・10・24	10	旗・伊奈五郎左衛門	10	年月日は『明細帳』		7 318
30	足立郡上尾村(上尾市)	真	遍照院	慶安年中	20	旗・伊藤、伊藤、松下	20	年月日は『風土記稿』		7 324
31	足立郡今泉村(上尾市)	浄	十連寺	慶安2・8・24	余16・8	旗・柴田筑後守	余16・8	原本、寺伝によれば慶長18年10月東照宮鷹狩の時に草庵を見出し旗本柴田氏に命じて取立てる(『風土記稿』)。慶安2年11月17日の殺生禁断高札有。		7 329
32	足立郡柏座村(上尾市)	真	日乗院	慶安2・8・24	10	旗・柴田筑後守	10	原本、『風土記稿』年代記さす。		7 334
33	足立郡弁財村(上尾市)	曹	昌福寺	慶安2・8・24	10	旗・柴田筑後守	10	原本、『風土記稿』は慶長2年8月とする。		7 335
34	足立郡前村(上尾市)	臨	小林寺	慶安2・8・24	10	旗・伊藤、松下	10	年月日は『明細帳』		7 341
35	足立郡小針内宿村(伊奈町)	真	桂全寺	慶安年中	5	岩・阿部対馬守	5	年月日は『明細帳』		7 345
36	足立郡倉田村(桶川市)	真	明星院	天正19・11	10	岩・阿部対馬守	10	原本、『印知集』No.1050		7 348
37	足立郡鴻巣宿(鴻巣市)	浄	勝願寺	慶長9・11・7	30	代・伊奈半十郎	30	原本、代官頭伊奈家の墓所、『印知集』No.738		8 3
38	足立郡深井村(北本市)	真	壽命院	天正19・11	10	代・伊奈半十郎	10	原本、『印知集』No.973		8 11

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	領寺社	備考	対照頁
39	足立郡箕田村(鴻巣市)	真龍	龍昌寺	天正19・11	5	忍・阿部豊後守	原	原本、『風土記稿』では寺名龍珠院、『印知集』No.1056	8 31
40	足立郡箕田村(鴻巣市)	真龍	龍昌寺	天正19・11	5	忍・阿部豊後守	原	原本、『印知集』No.1057	8 32
41	足立郡箕田村(鴻巣市)	曹寶	寶持寺	寛永19・9・24	5	忍・阿部豊後守	原	原本、『印知集』No.1057	8 32
42	足立郡小谷村(吹上町)	真金	金乗寺	慶安2・11	10	旗本4給	原	原本、『印知集』No.1057	8 32
43	足立郡吹上村(吹上町)	浄勝	勝龍寺	慶長年中	8	旗本5給	原	年月は『吹上町史』	8 34
44	足立郡宮前村(鴻巣市)	真光	光徳寺	慶安2・11・17	5	旗・山下五郎助	原	年月は『風土記稿』による。『印知集』なし。慶安の誤りか。	8 38
45	足立郡登戸村(鴻巣市)	真勝	勝願寺	慶安元・8・17	10	旗・久保、山下	原	写本(龍昌寺文書)、『風土記稿』年号を記さず。	8 43
46	足立郡滝馬室村(鴻巣市)	真常	常勝寺	天正19・11	15	旗・牧野内匠	原	写本(龍昌寺文書)、『風土記稿』には台徳院の時という。	8 45
47	足立郡川田谷村(桶川市)	天泉	泉福寺	天正19・11	5	旗・牧野内匠	原	天正19・11写本、慶安元・8・17家光朱印以下原本、『印知集』前例書なし。寛文6年から寺領場所が変更。	8 56
48	足立郡畔吉村(上尾市)	天徳	徳星寺	天正19・11	3	旗・牧野内匠	原	元和3・5・26以下原本、『印知集』No.126	8 61
49	足立郡平方村(上尾市)	浄馬	馬蹄寺	慶安2・10・17	15	岩・阿部対馬守	原	年月日は朱印手目録(西角井家文書)	8 64
50	足立郡清河寺村(大宮市)	臨清	清河寺	天正19・11	5	旗・山内豊前守	原	写本、『印知集』No.127	8 74
51	足立郡上賀村(大宮市)	真満	満福寺	貞享2・6・11	5	旗・内藤郷左衛門	原	原本、『風土記稿』では朱印伏焼失、『寛永本末帳』には「五石之御朱印有、寺領所無之」とある。『田園簿』は円福寺と記す。	8 84
52	足立郡下加村(大宮市)	真金	金剛院	天正19・11	4	旗・柴田筑後守	原	原本、但し元和、寛永なく慶安2・8・24は下加村で10石4斗、『風土記稿』は元禄年中加賜して10石4斗という。『印知集』なし。	8 85
53	足立郡大成村(大宮市)	曹普	普門院	慶安元・8・17	10	旗・小栗仁右衛門	原	『印知集』No.152、慶安初出で50石以下で寛文5年に発給。	8 98
54	足立郡植田谷本村(大宮市)	真林	林光寺	天正19・11	10	旗・伊奈半十郎	原	原本、『印知集』No.1024	8 100
55	足立郡水判土村(大宮市)	天慈	慈眼寺	天正19・11	10	旗・多門権左衛門	原	原本、『印知集』No.1217、『田園簿』では蓮華寺となつてゐる。	8 102
56	足立郡宿村(浦和市)	浄観	観音寺	慶安2・8・24	8	旗・朝岡出羽守	原	原本	8 113

御朱印社領の成立過程(重田)

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	寺社領高	備考	対照頁
57	足立郡上大久保村(浦和市)	真常	常楽寺	天正19・11	5	旗・水野出雲守	／	原本、『風土記稿』記載もれ、『印知集』No.1053	8 116
58	足立郡大久保領家村(浦和市)	曹大	泉院	天正19・11	5	旗・朝岡出羽守	／	原本、『印知集』No.1472	8 117
59	足立郡与野町(与野市)	真円	乘院	慶安元・8・17	15	旗本3給	15	原本、『風土記稿』では慶長19年という。	8 120
60	足立郡鈴谷村(与野市)	日妙	行寺	慶安2・8・24	10	旗・牧野、保々	／	原本	8 125
61	足立郡美女木村(戸田市)	曹妙	嚴寺	慶安2・10・17	6	代・伊奈、旗・宮崎、松平	／	原本	8 138
入間郡(寺院)									
62	入間郡下安松村(所沢市)	曹長	源寺	天正19・11	10	代・今井、松木	／	写本、享保10・12寺領を多摩郡から武蔵野新田内に移される(『所沢市史』)、『印知集』No.1538	8 162
63	入間郡久米村(所沢市)	曹永	源寺	天正19・11	30	旗・菅沼、山田、三枝中根	30	写本、『風土記稿』記載もれ、『印知集』No.1544	8 165
64	入間郡藤沢村(入間市)	真不	動院	慶安2	18	旗・柴田、朝比奈	／	年号は『明細帳』	8 168
65	入間郡上新井村(所沢市)	真観	音院	慶安2・8・24	6	代・今井八郎左衛門	／	原本、現在は新光寺(寺号)写本、『印知集』No.176	8 170
66	入間郡堀之内村(所沢市)	臨勝	光寺	天正19・11	20	代・今井八郎左衛門	20	写本、『印知集』No.176	8 172
67	入間郡堀之内村(所沢市)	曹来	迎寺	慶安元・8・24	10	代・今井八郎左衛門	10	貞享2年写本、『寛永本末帳』には「山屋敷」とのみ記す。	8 172
68	入間郡新堀村(所沢市)	真金	乘院	天正19・11	10	不明(寺領は在勝楽寺村)	10	写本、『風土記稿』には観音堂領10石、しかし写本には院領とある。『印知集』No.1015	8 178
69	入間郡三ヶ島村(所沢市)	曹妙	善院	慶安2	11	代・今井、福村、旗本3給	11	年号は『明細帳』、『田園簿』は「明善院」	8 186
70	入間郡三ヶ島村(所沢市)	真宝	玉院	貞享2・6・11	10	代・今井、福村、旗本3給	／	原本、『明細帳』は慶安2年とする。	8 186
71	入間郡三ヶ島村(所沢市)	真常	楽院(薬師堂領)	慶安元・10・24	7.3	代官2給、旗本3給	7.3	原本、『風土記稿』は三ヶ島村に記す。	8 186
72	入間郡堀之内村(所沢市)	真金	仙寺	慶安元・8・24	9	代官2給、旗本3給	9	『風土記稿』年号を記さず、『印知集』No.982	8 188
73	入間郡小ヶ谷戸村(入間市)	真円	乘寺	天正19・11	3	旗・大田氏力(宮寺町の内)	3	『風土記稿』年号を記さず、『印知集』No.982	8 195
74	入間郡扇町屋本村(入間市)	曹長	泉寺	未詳	10	旗・朝比奈源六郎	／	年月日は「木蓮寺地誌」(市史調査報告書 vol.2)	8 197
75	入間郡木蓮寺村(入間市)	曹瑞	泉寺	慶安元・8・17	15	代・設楽権兵衛	15	年月日は「木蓮寺地誌」(市史調査報告書 vol.2)	8 198

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	寺社 領高	備考	対照頁
76	入間郡峰村(入間市)	真	泉蔵院(不動堂領)	慶安2・8・24	12	代・設楽権兵衛	／	写本(「南峯村地誌」所収)。石高等も同書による。	8 199
77	入間郡寺竹村(入間市)	曹	高養寺	慶安2・8・24	11	代・設楽権兵衛	／	年月日は「明細帳」	8 201
78	入間郡新久村(入間市)	真	龍円寺(観音堂領)	慶安2・8・24	15	旗・市川太右衛門	／	原本	8 207
79	入間郡黒須村(入間市)	真	蓮華院(観音堂領)	慶安年中	11	旗・稲富市十郎	／	年号は「風土記稿」による。	8 209
80	入間郡入間川村(狭山市)	曹	慈眼寺	慶安2	10	川・松平伊豆守、旗本	／	年号は「風土記稿」による。	8 213
81	入間郡入間川村(狭山市)	真	成円寺	慶安2	1	川・松平伊豆守、旗本	／	年号は「風土記稿」による。	8 213
82	入間郡川越城下(川越市)	曹	養寿院	天正19・11	10	川・松平伊豆守	／	写本、「風土記稿」によれば、家康が遊歴の折立寄る。『印知集』No.1553	8 234
83	入間郡川越城下(川越市)	浄	蓮馨寺	天正19・11	20	川・松平伊豆守(松郷)	／	写本、往古は5ヶ村に寺領散在、伊豆守の時、門前地に替えられる(「風土記稿」)。	8 240
84	入間郡小仙波村(川越市)	天	喜多院	元和6・3・15	500	喜多院一円知行	／	写本(中院文書)、慶長16、17年という説もあり、当初500石、寛文元年に東照宮領200石を加える。『印知集』No.1231	8 247
85	入間郡大袋村(川越市)	曹	東陽寺	未詳	10	川・松平伊豆守	／	家康の鷹狩との関連を記す(「風土記稿」)。	8 258
86	入間郡渋井村(川越市)	曹	蓮光寺	天正19・11	7	川・松平伊豆守	／	『印知集』No.1479	8 294
87	入間郡石井村(坂戸市)	真	大智寺	慶安2	20	代・曾根、今井、天羽 旗・神尾、設楽	／	年号は「風土記稿」、朱印状の拝領は中興開基黒川丹波の推挙(「風土記稿」、寛永本末帳寺領記載なし。	8 341
88	入間郡石井村(坂戸市)	曹	福寺 (阿弥陀堂領)	慶安2・8・24	10	代・曾根、今井、天羽 旗・神尾、設楽	／	年月日は「明細帳」	8 342
89	入間郡坂戸村(坂戸市)	曹	永源寺	慶長18・4・10	24	旗・島田久太郎、同庄 五郎	／	旗本島田次兵衛開基。『印知集』No.1526	8 347
90	入間郡四日市場村(坂戸市)	真	観音寺(観音堂領)	慶安2・8	5	旗・小倉、藤掛	／	年月は「明細帳」	9 2
91	入間郡市場村(毛呂山町)	天	満願寺	慶安2	5	代・天羽七右衛門 (川角村之内)	／	年号は「風土記稿」	9 3
92	入間郡田波目村(坂戸市)	曹	恵眼寺	天正19・11	10	旗・稲生、河村	／	原本、元和以降は発給されず、関連文書あり。『印知集』なし。	9 5
93	入間郡滝野入村(毛呂山町)	曹	高福寺	慶安2・8・17	10	代・高室喜三郎	／	年月日は「明細帳」	9 12

御朱印寺社領の成立過程(重田)

御朱印寺社領の成立過程(重田)

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	領社	備考	対照頁
111	高麗郡中藤村(飯能市)	真	大正寺	慶安2・10・17	4.5	代・高室喜三郎 (日影村之内)	/	年月日は『明細帳』	9 91
110	高麗郡赤沢村(飯能市)	臨	本願寺	慶安2	3	代・高室喜三郎 (日影村之内)	/	年月日は『風土記稿』	9 90
109	高麗郡赤沢村(飯能市)	臨	勝輪寺(釈迦堂領)	慶安2	4	代・高室喜三郎 (日影村之内)	/	年月日は『風土記稿』	9 90
108	高麗郡赤沢村(飯能市)	臨	金錫寺	慶安元・8・17	10	代・高室喜三郎 (日影村之内)	10	『印知集』No.179、慶安初出、50石以下で寛文5年に発給、『風土記稿』は慶安2年とする。	9 90
107	高麗郡唐竹村(飯能市)	真	宝性寺 (阿弥陀堂領)	慶安2	3	代・高室喜三郎	/	年月日は『風土記稿』	9 89
高麗郡(寺院)									
106	入間郡堂山村(越生町)	真	最勝寺(釈迦堂領)	慶安2	7.8	代・諸星庄兵衛	/	年月日は『風土記稿』	9 72
105	入間郡龍ヶ谷村(越生町)	曹	龍穩寺	天正19・11・17	100	代・高室喜三郎 (今市村之内)	100	No.152 目安堵は寛永10・4・18と異例、『印知集』	9 67
104	入間郡和田村(越生町)	真	興禪寺(釈迦堂領)	慶安2・10・17	5	代・高室喜三郎	/	年月日は『明細帳』	9 56
103	入間郡西戸村(毛呂山町)	修	山本坊	慶安元・2・24	50	代・天羽七右衛門	53	原本、『風土記稿』は慶安2年とする。『印知集』No.974、黒山村熊野社分3石を含む。	9 54
102	入間郡今市村(越生町)	臨	正法寺	天正19・11	10	代・高室喜三郎	10	原本、『風土記稿』は慶安2年とする。『印知集』No.175	9 51
101	入間郡今市村(越生町)	真	法恩寺	天正19・11	20	代・高室喜三郎	20	原本	9 50
100	入間郡小用村(鳩山町)	修	福寿寺(観音堂領)	慶安2・11・17	3.5	代・天羽七右衛門	/	原本、『印知集』No.102	9 27
99	入間郡川角村(毛呂山町)	曹	浄光寺(薬師堂領)	慶安2	5.2	代・天羽七右衛門	/	原本	9 21
98	入間郡小田谷村(毛呂山町)	曹	長栄寺	慶安2	20	代・高室喜三郎 (毛呂村之内)	20	『寛永永末帳』寺領記載なし。年月日は『風土記稿』	9 19
97	入間郡長瀬村(毛呂山町)	天	福正寺 (毘沙門堂領)	慶安2	7	代・高室喜三郎 (毛呂村之内)	/	原本	9 19
96	入間郡毛呂本郷(毛呂山町)	曹	妙玄寺	慶安2・8・24	8	代・高室喜三郎	/	年月日は『風土記稿』	9 16
95	入間郡上野村(越生町)	真	多門寺 (毘沙門堂領)	慶安2・8・24	5	代・高室喜三郎	/	写本(上野医王寺薬師堂縁起)所収	9 15
94	入間郡上野村(越生町)	真	医王寺(薬師堂領)	慶安2・8・24	15	代・高室喜三郎	/	年月日は『明細帳』	9 14

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	領寺社	備考	対照頁
112	高麗郡中藤村(飯能市)	真	円通寺	慶安2・10・17	3	代・高室喜三郎 (日影村之内)	／	年月日は『明細帳』	9 91
113	高麗郡中藤村(飯能市)	修	道林寺(薬師堂領)	慶安2	3	代・高室喜三郎 (日影村之内)	／	年月日は『風土記稿』	9 92
114	高麗郡原市場村(飯能市)	曹	西光寺 (阿弥陀堂領)	慶安2	2	代・高室喜三郎 (日影村之内)	／	年月日は『風土記稿』	9 92
115	高麗郡原市場村(飯能市)	臨	医王寺(薬師堂領)	慶安2	4	代・高室喜三郎 (日影村之内)	／	年月日は『風土記稿』	9 93
116	高麗郡原市場村(飯能市)	曹	高源寺(地藏堂領)	慶安2	3	代・高室喜三郎 (日影村之内)	／	年月日は『風土記稿』	9 93
117	高麗郡上赤工村(飯能市)	臨	東演寺(地藏堂領)	慶安2	2	代・今井八郎左衛門	／	年月日は『角川地名辞典』、『風土記稿』は慶安3年	9 93
118	高麗郡下直竹村(飯能市)	曹	長光寺	慶安元・8・17	15	代・今井八郎左衛門	15	原本、『風土記稿』は慶安2年とする。	9 97
119	高麗郡小岩井村(飯能市)	真	無量寺(薬師堂領)	慶安2・8・24	5	代・今井八郎左衛門	／	年月日は『明細帳』	9 99
120	高麗郡下畑村(飯能市)	時	金蓮寺	慶安2・8・24	7	代・今井八郎左衛門	／	年月日は『明細帳』	9 103
121	高麗郡下畑村(飯能市)	真	遍住院	慶安2・11・17	6	代・今井八郎左衛門	／	年月日は『明細帳』	9 103
122	高麗郡永田村(飯能市)	真	万福寺(観音堂領)	慶安2・8・24	3	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 105
123	高麗郡飯能村(飯能市)	曹	能仁寺	天正19・11	5	代・高室喜三郎	5	原本、宝永2年に50石に増。開基旗本黒田氏、『印知集』No.156 ³	9 108
124	高麗郡飯能村(飯能市)	真	観音寺(観音堂領)	慶安2・10・17	3.5	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 112
125	高麗郡岩淵村(飯能市)	曹	妙円寺	慶安2・8・24	13.2	代・今井八郎左衛門	／	年月日は『明細帳』	9 115
126	高麗郡阿須村(飯能市)	曹	長沢寺 (虚空藏堂領)	慶安2・10・17	3	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 118
127	高麗郡仏子村(入間市)	曹	高正寺	慶安2・10・17	4	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 119
128	高麗郡岩沢村(飯能市)	曹	見光寺(地藏堂領)	慶安2	8	代・今井八郎左衛門	／	年月日は『明細帳』	9 122
129	高麗郡川寺村(飯能市)	真	大光院 (虚空藏堂領)	慶安2・11・17	2	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 123
130	高麗郡川寺村(飯能市)	真	願成寺 (阿弥陀堂領)	慶安2・11・17	2	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 123
131	高麗郡真能寺村(飯能市)	曹	心応寺(地藏堂領)	慶安2・11・17	4	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 124
132	高麗郡真能寺村(飯能市)	曹	広渡寺	慶安2・10・17	3	代・高室喜三郎	／	原本	9 124

御朱印寺社領の成立過程(重田)

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	領寺社	備考	対照頁
133	高麗郡中山村(飯能市)	真	智観寺	慶安元・8・17	20	代・今井八郎左衛門	20	写本(『風土記稿』に部分引用)、智観寺15石、丹生明神5石とが一連の朱印状。	9 127
134	高麗郡双柳村(飯能市)	真	秀常寺(観音堂領)	慶安2・10・17	3	代・高室喜三郎	／	写本(慶安のみ)	9 132
135	高麗郡野田村(入間市)	真	円照寺	慶安2・10・13	15	代・今井八郎左衛門	／	写本	9 133
136	高麗郡野田村(入間市)	曹	長徳寺	慶安2・8・24	6	代・今井八郎左衛門	／	写本	9 133
137	高麗郡篠井村(狭山市)	修	観音堂	天正19・11・24	10	代・高室、旗本4給	10	原本、『印知集』No.975	9 137
138	高麗郡篠井村(狭山市)	曹	明光源寺	慶安2・8・24	5	代・高室、旗本4給	／	年月日は『明細帳』	9 138
139	高麗郡根岸村(狭山市)	真	普光寺	天正19・11・24	5	旗・西山、大木、鎌田	／	『印知集』No.994	9 139
140	高麗郡上川崎村(飯能市)	真	普門寺(観音堂領)	慶安2・8・24	4	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 149
141	高麗郡上鹿山村(日高町)	真	西光寺(地藏堂領)	慶安2・11・17	2.5	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 185
142	高麗郡中鹿山村(日高町)	真	泉乗寺(阿弥陀堂領)	慶安2・11・17	2.5	旗・飯田清左衛門	／	年月日は『明細帳』	9 186
143	高麗郡鹿山村(日高町)	真	光音寺(薬師堂領)	慶安2・8	5	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 187
144	高麗郡平沢村(日高町)	天	松福院(不動堂領)	慶安2	2.5	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 190
145	高麗郡新堀村(日高町)	真	聖天院	天正19・11・17	15	代・高室喜三郎	20	原本、『印知集』No.1004、原本は15石年とする。	9 194
146	高麗郡新堀村(日高町)	真	霊岸寺(地藏堂領)	慶安2・10・17	4	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』、『風土記稿』は慶安4	9 196
147	高麗郡新堀村(日高町)	夏	法恩寺(観音堂領)	慶安2・10	2.5	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 196
148	高麗郡栗坪村(日高町)	臨	勝音寺(観音堂領)	慶安2・8・24	5	代・高室喜三郎	／	写本	9 200
149	高麗郡栗坪村(日高町)	真	龍泉寺(地藏堂領)	慶安2・10・17	3	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 200
150	高麗郡高麗本郷(日高町)	真	長寿寺(釈迦堂領)	慶安2・11	3	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 204
151	高麗郡梅原村(日高町)	頁	満蔵寺(地藏堂領)	慶安2・8	3	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 205
152	高麗郡久保村(日高町)	真	勝蔵寺(地藏堂領)	慶安2・3・17	4	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 208
153	高麗郡台村(日高町)	真	円福寺(阿弥陀堂領)	慶安2	4	代・高室喜三郎	／	年月日は『風土記稿』	9 208
154	高麗郡横手村(日高町)	真	滝泉寺(観音堂領)	慶安2・8・24	9	代・高室喜三郎	／	年月日は『明細帳』	9 209
155	高麗郡白子村(飯能市)	曹	長念寺	天正19・11	10	代・高室喜三郎	／	原本、『印知集』No.1533	9 215
156	高麗郡虎秀村(飯能市)	臨	福徳寺(阿弥陀堂領)	慶安2・10・17	2.5	代・高室喜三郎(下我野村之内)	／	年月日は『明細帳』	9 216

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	寺高社	備考	対照頁
157	高麗郡上井ノ上村 (飯能市)	臨	興德寺 (阿弥陀堂領)	慶安2・10・17	3.5	代・高室喜三郎 (下我野村之内)	/	年月日は『明細帳』	9 217
比企郡(寺院)									
175	比企郡平村(都幾川村)	臨	靈山院	慶安2	13	代・諸星庄兵衛	/	年月日は『風土記稿』	9 324
174	比企郡平村(都幾川村)	天	慈光寺	天正19・11	100	代・諸星庄兵衛	/	天正19・11は写本、寛永19・9・24以降原本、先例書は天正19・11を載せず、『印知集』No.1247	9 322
173	比企郡五明村(玉川村)	曹	円通寺	慶安2・3・24	5.5	代・諸星庄兵衛	/	年月日は『明細帳』	9 317
172	比企郡玉川郷(玉川村)	真	光明寺	慶安2・8・24	5.5	代・高室、諸星	/	原本	9 315
171	比企郡熊井村(鳩山町)	真	満願寺(薬師堂領)	慶安2	6	代・天羽七右衛門	/	年月日は『風土記稿』	9 308
170	比企郡熊井村(鳩山町)	真	妙光寺	慶安2	9	代・天羽七右衛門	/	年月日は『風土記稿』	9 308
169	比企郡下泉井村(鳩山町)	曹	金沢寺(観音堂領)	慶安2・8・24	8.5	代・高室、旗本3給	/	年月日は『風土記稿』	9 307
168	比企郡大蔵村(嵐山町)	時	向徳寺	慶安2	10	代・高室喜三郎	/	原本、『印知集』No.1561	9 301
167	比企郡赤沼村(鳩山町)	曹	円正寺	天正19・11	5	代・天羽七右衛門	5	年月日は『風土記稿』	9 297
166	比企郡岩殿村(東松山市)	真	正法寺(観音堂領)	天正19・11	25	旗・横田次郎兵衛、甚右衛門	25	天正19・11は写本、慶長16・10・18以降原本、『印知集』No.1030	9 292
165	比企郡青島村(東松山市)	天	浄光寺	慶安2・8・24	23	旗・渡辺半之丞	/	原本	9 289
164	比企郡高坂村(東松山市)	曹	高濟寺	慶安2	25	旗・加々爪甲斐守	/	年月日は『風土記稿』	9 286
163	比企郡野本村(東松山市)	曹	無量寿寺	天正19・11	10	旗・渡辺半之丞	10	写本(屋代家文書)、『印知集』No.1535	9 280
162	比企郡流川村(吉見町)	日	賢住寺	天正19	10	代・今井、旗・佐久間 (久米田村之内)	10	年月日は『風土記稿』による。『印知集』なし。	9 278
161	比企郡柏崎村(東松山市)	曹	万松寺	慶安2・8・24	10	旗・渡辺弥之助	/	開基は三河武士の渡辺弥之助、家康は鷹狩の折にしは訪れ、それが機縁で朱印状を發給、『風土記稿』	9 277
160	比企郡表村(川島町)	真	広徳寺	天正19・11	5	川・松平伊豆守	5	写本、『印知集』No.967	9 253
159	比企郡表村(川島町)	臨	養竹院	天正19・11	10	川・松平伊豆守	10	『印知集』No.173、慶安元・8・17初出とし、天正19・11を前例とせず。但し、『徳川家康文書の研究』に天正19年11月の写本あり。	9 251
158	比企郡上井草村(川島町)	真	金乘院	天正19・11	19	川・松平伊豆守	15	天正19・11写本、慶安元・8・17家光朱印以下原本、前例記載、『印知集』なし	9 244

御朱印寺社領の成立過程(重田)

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	寺社領高	備考	対照頁
176	比企郡平村(都幾川村)	修	福聚寺(觀音堂領)	慶安2	5	代・諸星庄兵衛	／	『風土記稿』には500石とあるが明らかな誤り、年号は『風土記稿』	9 325
177	比企郡日影村(玉川村)	日	東光寺	天正19・11	3	代・諸星庄兵衛	3	写本、家光の継目安堵は慶安元・7・17、『印知集』No.879	10 1
178	比企郡日影村(玉川村)	曹	真光寺(觀音堂領)	慶安2	5.2	代・諸星庄兵衛	／	年号は『風土記稿』	10 2
179	比企郡飯田村(小川町)	天	長福寺(阿弥陀堂領)	慶安2・10・17	10	代・高室喜三郎	／	原本	10 5
180	比企郡大塚村(小川町)	曹	大梅寺	慶安元・7・7	5	代・高室喜三郎	5	原本	10 8
181	比企郡小川村(小川町)	曹	西光寺	慶安2・8・24	10	代・諸星庄兵衛	／	原本	10 10
182	比企郡青山村(小川町)	曹	円城寺	慶安2・8・24	7	代・高室喜三郎	／	原本	10 11
183	比企郡遠山村(嵐山町)	曹	遠山寺	慶安2・10・17	10	代・高室喜三郎	／	原本	10 13
184	比企郡中爪村(小川町)	天	普光寺	慶安2・8・17	10	旗・高木甚右衛門	／	原本、『風土記』は慶安元年とする。	10 22
185	比企郡平沢村(嵐山町)	修	持正院(不動堂領)	慶安2	6.5	代・諸星庄兵衛	／	年号は『風土記稿』	10 24
186	比企郡広野村(嵐山町)	曹	広正寺	慶安2・8・24	20	旗・高木甚右衛門	／	原本、他に旗本高木氏の寄進あり。	10 25
187	比企郡福田村(滑川村)	曹	成安寺	慶安元・8・17	10	旗・酒井作右衛門	／	原本	10 29
188	比企郡市ノ川村(東松山市)	曹	永福寺	天正19・11	20	代・曾根、旗・浅井	20	原本、家光の継目安堵は寛永19・8・17、『印知集』No.1453	10 36
189	比企郡大谷村(東松山市)	曹	宗悟寺	慶安元・10・24	15余	旗・森川庄九郎	15.5	原本(貞享2年から)、寛文9年に旗本酒井重頼寄進状	10 45
190	比企郡岡郷(東松山市)	曹	光福寺(釈迦堂領)	慶安2・8・24	8	旗・酒井作右衛門	8		10 46
横見郡(寺院)									
191	横見郡長谷村(吉見町)	修	不動堂	慶安元・4・24	1.4	代・今井八郎左衛門	／	年月日は『風土記稿』による。松山町修験観音寺持	10 53
192	横見郡下細谷村(吉見町)	真	明王院	貞享2・6・11	7	代・今井八郎左衛門	7	大猷院の時に御朱印を拝領したが、慶安4年に焼失したので常憲院の時に再拝領したという『風土記稿』の記述により年号推定	10 56
193	横見郡御所村(吉見町)	真	息障院	慶安元・8・17	20	代・今井八郎左衛門(黒岩村之内)	20	原本、『田園簿』には御所村なし、黒岩村に記す。	10 57
194	横見郡久米田村(吉見町)	真	無量寺	慶安元・8・17	10	代・今井八郎左衛門(久米田村之内)	10	原本(西角井家文書)、風土記によれば慶長6年家康放鷹の時立寄り、伊奈忠次の証状をもらい慶安元年に朱印に切替。	10 65

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	寺社高	備考	対照頁
197	横見郡今泉村(吉見町)	真修	毘沙門堂	慶安元・8・17	10.8.6	代・今井八郎左衛門	10.8.10	原本、慶長6年伊奈忠次寺領開発手形あり 年号は『風土記稿』、松山町観音寺持 写本	10 10 10 75 68 67
195	横見郡大串村(吉見町)	真	観音寺	慶安元・8・17	10	代・今井八郎左衛門	10	原本、慶長6年伊奈忠次寺領開発手形あり 年号は『風土記稿』、松山町観音寺持 写本	10 10 10 75 68 67
198	埼玉郡岩槻城下(岩槻市)	浄	浄安寺	慶長7・11・25	62	岩・阿部対馬守	62.3	写本、『印知集』No.759	10 10 103 100
199	埼玉郡加倉村(岩槻市)	浄	浄国寺	天正19・11	50	岩・阿部対馬守	50	写本、寺領は足立郡膝子村(代・熊沢彦兵衛)、『印知集』No.735	10 10 103 100
200	埼玉郡上閤戸村(蓮田市)	曹	秀源寺	慶安2・10・17	10	岩・阿部対馬守	10	年月日は『風土記稿』	10 10 111 111
201	埼玉郡上平野村(蓮田市)	浄	平原寺	慶安2・10・17	7.5	岩・阿部対馬守	7.5	原本(判物)、『印知集』No.137	10 10 116 111
202	埼玉郡慈恩寺村(岩槻市)	天	慈恩寺	天正19・11	100	岩・阿部対馬守	100	原本(判物)、『印知集』No.137	10 10 124 116
203	埼玉郡長宮村(岩槻市)	真	大光寺	慶安元	10	岩・阿部対馬守	10	年号は『風土記稿』、慶長17・2の寺領検地帳あり	10 10 132 124
204	埼玉郡末田村(岩槻市)	真	金剛院	天正19・11	10	代・伊奈半十郎	10	『印知集』No.1014	10 10 138 138
205	埼玉郡末田村(岩槻市)	浄	浄音寺	天正19・11	3	代・伊奈半十郎	3	原本(西角井家文書)、『印知集』No.853	10 10 139 138
206	埼玉郡尾ヶ崎村(岩槻市)	真	勝軍寺(護摩堂領)	天正19・11	3	岩・阿部対馬守 (篠窪村之内)	3	写本、『印知集』No.1025、慶長17年検地帳あり	10 10 142 139
207	埼玉郡尾ヶ崎村(岩槻市)	曹	光秀寺	天正19・11	3	岩・阿部対馬守	3	『印知集』No.148、『田園簿』では幸性寺	10 10 142 142
208	埼玉郡越ヶ谷宿(越谷市)	浄	天嶽寺	天正19・11	15	代・伊奈半十郎	15	天正19・11写本(『新編武州古文書』、時の住僧玄証は家康、秀忠、家光に重用)、『風土記稿』、『印知集』No.819	10 10 148 142
209	埼玉郡野島村(越谷市)	曹	浄山寺	天正19・11	3	代・伊奈半十郎	30	原本、家康が放鷹の時來寺(『風土記稿』)、『印知集』No.149、原本は3石	10 10 150 150
210	埼玉郡四町野村(越谷市)	真	迎撰院	天正19・11	5	代・伊奈半十郎	5	原本、『印知集』No.984	10 10 152 152
211	埼玉郡八条村(八潮市)	真	西勝院	慶安元・9・17	15	代・伊奈半十郎	15	写本	10 10 155 155
212	埼玉郡八条村(八潮市)	浄	大経寺	慶安元	7	代・伊奈半十郎	7	年号は『風土記稿』	10 10 155 155
213	埼玉郡瓦曾根村(越谷市)	真	照蓮院	天正19・11	5	代・伊奈半十郎	5	写本(西角井家文書に原本あり)、『印知集』No.1016	10 10 170 170
214	埼玉郡西方村(越谷市)	真	大聖寺(不動堂領)	天正19・11	60	代・伊奈半十郎	60	写本	10 10 171 171
215	埼玉郡見田方村(越谷市)	浄	浄音寺	天正19・11	10	代・伊奈半十郎	10	『印知集』No.829、寛永4年の寺領検地帳あり	10 10 174 174

御朱印寺社領の成立過程(重田)

御朱印寺社領の成立過程(重田)

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	寺社領高	備考	対照頁
235	埼玉郡日出不安村(騎西町)	臨保寧寺	慶安元・8・17	10	川・松平伊豆守	10	写本、『風土記稿』は寛永19年。当寺由緒書をうけたものという。	10 229	
234	埼玉郡騎西町場(騎西町)	真金剛院	慶安元・8・17	25	川・松平伊豆守	30	写本、『風土記稿』は寛永19年。当寺由緒書をうけたものという。	10 228	
233	埼玉郡騎西町場(騎西町)	浄大英寺	寛永19・9・24	30	川・松平伊豆守	12.5	年月は『風土記稿』	10 227	
232	埼玉郡三ヶ村(菑浦町)	曹長龍寺	慶安2・10	12	旗・内藤外記	10.8	原本、『風土記稿』によれば、松平周防守時代からの寺領を寛永19年に朱印地に替えられたという。『田園簿』では常泉村に記す	10 224	
231	埼玉郡白岡村(白岡町)	曹興禪寺	天正19・11	15	旗・川副六兵衛	10.8	原本、『田園簿』日出不安村に記す。	10 222	
230	埼玉郡栢間郡(菑浦町)	真正法院	慶安2	10.8	旗・内藤外記	11.9	原本、『風土記稿』	10 218	
229	埼玉郡栢間村(菑浦町)	曹幸福寺	慶安2	10	旗・内藤外記	11.9	年月は『風土記稿』	10 217	
228	埼玉郡栢間村(菑浦町)	浄善宗寺	慶安2・10・17	50	旗・内藤外記	50	原本、『印知集』No.77、旗本内藤正成の菩提所	10 217	
227	埼玉郡笠原村(鴻巣市)	真東光寺	慶安2	11.1	旗・天野 旗・亀庵法印、織田、天野	11.1	年月日は『風土記稿』、享保に再交付か(妙福寺文書)	10 215	
226	埼玉郡小林村(菑浦町)	曹正眼寺	慶安元・8・24	10.2	旗・内藤、天野	10.2	原本、風土記は慶安2年とする。	10 213	
225	埼玉郡小林村(菑浦町)	日妙福寺	慶安2・10・17	21.6	旗・内藤、天野	21.6	年月日は『風土記稿』、享保に再交付か(妙福寺文書)	10 213	
224	埼玉郡菑浦町(菑浦町)	真吉祥院	慶安2	20.9	旗・内藤外記 (戸ヶ崎村之内)	20.9	原本	10 211	
223	埼玉郡高岩村(白岡町)	浄忠恩寺	慶安2・10・17	30	岩・阿部対馬守	30	原本	10 206	
222	埼玉郡東村(宮代町)	真西光院	天正19・11	50	池田・曾根、旗・永井、代・伊奈半十郎	50	原本、二世日善が家康の帰依をうける(『風土記稿』、『印知集』No.101)	10 194	
221	埼玉郡栢壁宿(春日部市)	真最勝院	慶安元・9・17	15	代・伊奈半十郎	15	原本	10 189	
220	埼玉郡平方村(越谷市)	浄林西寺	天正19・11	25	代・伊奈半十郎	25	原本	10 184	
219	埼玉郡大泊村(越谷市)	浄安国寺	慶安元・8・24	4	代・伊奈半十郎	4	原本	10 183	
218	埼玉郡大松村(越谷市)	浄清浄院	慶安元・9・17	12	代・伊奈半十郎	12	年月日は『風土記稿』、寛永6年寺領検地帳あり。	10 181	
217	埼玉郡大房村(越谷市)	真浄光寺	慶安元・9・17	5	代・伊奈半十郎	5	原本、『風土記稿』に記さず。	10 176	
216	埼玉郡柿木村(草加市)	真東漸院	天正19・11	3	代・伊奈半十郎	3	写本、『印知集』No.102	10 174	

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	領寺高社	備考	対照頁
256	埼玉郡蕨沢村(羽生市)	浄	正光寺	慶安2・8・24	20.3余	代・南条金左衛門	/	写本、『風土記稿』は慶安元年とする。	11 15
255	埼玉郡藤井村(羽生市)	曹	源長寺	慶安元・7・17	20	代・南条金左衛門	20	写本、『風土記稿』に天正19・5・朔当寺開基の証文あり。	11 13
254	埼玉郡莞戸村(羽生市)	曹	長善寺	慶安2	16.3	代・小泉次太夫	/	年号は『風土記稿』	11 12
253	埼玉郡名村(羽生市)	真	不動院(不動堂領)	慶安2・8・24	12.6	代・小泉次太夫	15	年月日は『明細帳』、『風土記稿』は慶長2年とする。	11 8
252	埼玉郡堤村(羽生市)	真	延命寺	慶安元・8・17	15	代・曾根与五左衛門	/	原本	11 8
251	埼玉郡今泉村(羽生市)	曹	長光寺	慶安2・8・24	20.6余	代・小泉次太夫	/	原本	11 5
250	埼玉郡樋遣川村(加須市)	浄	聖徳寺	慶安2・10・17	31.4余	代・小泉次太夫	/	原本	10 315
249	埼玉郡南篠崎村(加須市)	真	普門寺	慶安2	15	旗・富永、阿部	/	原本	10 308
248	埼玉郡加須村(加須市)	浄	龍藏寺	慶安2・10・17	22余	旗・設楽甚三郎	/	原本	10 304
247	埼玉郡上手子林村(羽生市)	曹	富徳寺	慶安元・7	20.7余	代・小泉次太夫	20.7	年月は『風土記稿』	10 299
246	埼玉郡上岩瀬村(羽生市)	曹	岩松寺	慶安2	20	代・南条金左衛門	/	年月は『風土記稿』	10 292
245	埼玉郡上岩瀬村(羽生市)	真	医王寺(薬師堂領)	慶安2・8	20	代・小泉次太夫	/	年月は『風土記稿』	10 292
244	埼玉郡上羽生村(羽生市)	真	正覚院	慶安元・7・17	20	代・小泉次太夫	20.3	写本、『風土記稿』は慶安5年とする。	10 288
243	埼玉郡上羽生村(羽生市)	曹	建福寺	慶安元・7・17	24.3	代・小泉次太夫	24.3	写本(貞享2年)	10 288
242	埼玉郡琴寄村(大利根町)	真	善定寺	慶安元・9・17	7	代・伊奈半十郎	7	原本、『風土記稿』は慶長9年伊奈忠次寺領証文あり。	10 270
241	埼玉郡久喜町(久喜市)	臨	甘棠院	天正19・11	100	旗・米津内藏助	100	知本、『風土記稿』は慶長19年とする。『印集』No.166	10 258
240	埼玉郡牛重村(騎西町)	日	妙光寺	慶安元・8・17	30	川・松平伊豆守	30	写本(原本は西角井家文書、『風土記稿』に記載なし)。	10 245
239	埼玉郡鴻荃村(騎西町)	曹	寿昌寺	天正19カ	20	川・松平伊豆守	20	『風土記稿』によれば、天正18年に寺領をうけたが慶長年中火災で焼失、慶安元年願出により再交付。	10 244
238	埼玉郡種足村(騎西町)	曹	龍昌寺	寛永19	20	川・松平伊豆、旗・京極主膳	20	年号は『風土記稿』	10 240
237	埼玉郡正能村(騎西町)	曹	雲祥寺	天正19	30	川・松平伊豆守	30	『風土記稿』によれば、天正19年に寺領をうけたが慶長年中火災で焼失、大猷院の時に代官大河内金兵衛の願出により再交付。	10 237
236	埼玉郡正能村(騎西町)	真	龍花院	慶安元・8・17	20	川・松平伊豆守	20	原本	10 232

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	領寺社高	備考	対照頁
274	大里郡熊谷町(熊谷市)	浄	熊谷寺	慶長9・11・3	30	忍・阿部豊後守	／	『印知集』No. 795	11 86
273	埼玉郡上之村(熊谷市)	真	一乘院	慶長9・11・3	30	旗本11給、代・松木	30	写本、『印知集』No. 1034	11 75
272	埼玉郡上之村(熊谷市)	曹	龍淵寺	天正19・11	100	旗本11給、代・松木	100	写本、『風土記稿』、時の住僧吞雪は、三河時代に家康の手習師匠(『風土記稿』)、『印知集』No. 1400	11 73
271	埼玉郡下川上村(熊谷市)	曹	浄泉寺	慶長9・11・3	20	忍・阿部豊後守	／	『印知集』No. 1455	11 64
270	埼玉郡今井村(熊谷市)	天	弘誓寺(阿弥陀・天神社領)	慶安2・10・17	10	代・南条、旗本8給	／	写本(常光院文書)	11 63
269	埼玉郡今井村(熊谷市)	天	安養院(観音・虚空藏堂領)	慶安2・10・17	11	代・南条、旗本8給	／	写本(常光院文書)、『風土記稿』では9石、写本では神明社領も含む。	11 63
268	埼玉郡上中条村(熊谷市)	真	観音寺(観音堂領)	慶安2	16.6	旗本9給	／	年号は『風土記稿』	11 62
267	埼玉郡上中条村(熊谷市)	天	常光院	慶長9・11・3	30	忍・阿部、旗本8給	／	原本、『印知集』No. 1279	11 61
266	埼玉郡南河原村(南河原村)	真	観福寺	慶安2	4.8	旗本5給	／	『風土記稿』記載もれ、『明細帳』による。	11 58
265	埼玉郡北河原村(行田市)	臨	照巖寺	慶安2・8・24	12余	代・小泉次太夫	／	年月日は『風土記稿』	11 56
264	埼玉郡上新郷村(羽生市)	浄	法性寺	慶長9・11・3	15	忍・阿部豊後守	／	写本、『印知集』No. 820	11 49
263	埼玉郡屈巢村(川里村)	修	桜本坊	天正19	不明	忍・阿部豊後守	／	『風土記稿』によれば、天正19・11朱印をうけたが、元和3年火災により焼失し、寺領を召上げられる。	11 42
262	埼玉郡小見村(行田市)	真	真観寺	慶長9・11・3	10	旗本4給	／	写本、『印知集』No. 1044	11 31
261	埼玉郡持田村(行田市)	浄	正覚寺	慶長9・11・3	30	忍・阿部豊後守	／	写本、『風土記稿』によれば、松平忠吉時代には母宝の位牌所とされ、30石の寺領。小笠原吉次寺領寄進状あり。『印知集』No. 797	11 28
160	埼玉郡下忍村(行田市)	真	遍照院(薬師堂領)	慶長9・11・3	25	忍・阿部豊後守	／	持田村内。また『風土記稿』には所領の配分記載あり。	11 26
259	埼玉郡佐間村(行田市)	曹	清善寺	慶長9・11・3	30	忍・阿部豊後守	／	写本、慶長3年小笠原吉次寄進状あり。	11 25
258	埼玉郡長野村(行田市)	真	長久寺	慶長9・11・3	30	旗本8給	30	写本、『風土記稿』慶長9年12月とする。	11 24
257	埼玉郡本川俣村(羽生市)	真	千手院	慶安元	10	代・南条金左衛門	10	年号は『風土記稿』	11 16

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	寺社領高	備考	対照頁
278	大里郡相上村(大里村)	真	華蔵院	慶安元・8・17	6	忍・阿部豊後守	／	年月日は『風土記稿』	11 113
277	大里郡代村(熊谷市)	曹	東善寺	慶安2・2	10	旗・安部長徳院	／	年月日は『風土記稿』	11 96
276	大里郡原島村(熊谷市)	真	吉祥寺(観音堂領)	慶安2	10	旗・鳥居、内藤	／	年月日は『風土記稿』	11 96
275	大里郡久下村(熊谷市)	曹	東竹院	寛永19	30	忍・阿部豊後守	／	年月日は『風土記稿』	11 91
男衾郡(寺院)									
279	男衾郡白岩村(寄居町)	浄	浄福寺	未詳	10	代・伊奈半十郎	／	原本、天正20年の寺領打渡状あり。『印知集』No.1531	11 130
280	男衾郡立原村(寄居町)	曹	東国寺	天正19・11	10	代・伊奈半十郎	／	写本(増善寺文書)	11 137
281	男衾郡立原村(寄居町)	浄	増善寺	慶安元・9・17	8	代・伊奈半十郎	／	写本	11 137
282	男衾郡立原村(寄居町)	日	城立寺	慶安元・9・17	7	代・伊奈半十郎	20	原本、このほか旗本水野氏寄進地あり。	11 148
283	男衾郡赤浜村(寄居町)	曹	昌国寺	慶長4・2・20	20	代・伊奈半十郎	／	『印知集』No.1597	11 150
284	男衾郡今市村(寄居町)	曹	泉立寺	慶安元・8・17	15.1	旗・稻垣若狭守	／	写本(小川町西光寺文書)	11 151
285	男衾郡畠山村(川本町)	真	満福寺	慶安元・7・17	10余	旗・酒井紀伊守	／	写本	11 151
286	男衾郡本田村(川本町)	時	教念寺	慶安2・10・17	10	代・高室、松木、旗本	／	原本	11 159
287	男衾郡本田村(川本町)	時	称名寺	慶安2	10	代・高室、松木、旗本	／	年月日は『風土記稿』	11 161
288	男衾郡野原村(江南村)	曹	文殊寺	天正19・11	20	旗・稻垣若狭守	／	『印知集』No.1579、『風土記稿』によれば、家康が成田龍淵寺から当寺へきて墨付を出したという。	11 170
289	男衾郡竹沢村(小川町)	天	安照寺	慶安2・8	5	代・高室喜三郎	／	年月日は『風土記稿』	11 172
幡羅郡(寺院)									
290	幡羅郡玉井村(熊谷市)	真	玉井寺	慶安2・8・24	15	代・松木、旗・清庵	／	年月日は『風土記稿』	11 179
291	幡羅郡玉井村(熊谷市)	真	阿弥陀寺	慶安2・8・24	10.1	代・松木、旗・清庵	／	年月日は『風土記稿』	11 179
292	幡羅郡東別府村(熊谷市)	曹	香林寺	慶安2・8・24	20	代・松木、旗本9給	／	年月日は『風土記稿』	11 186
293	幡羅郡東別府村(熊谷市)	天	勝楽寺	慶安2・8・24	13	代・松木、旗本9給	／	写本(常光院文書)	11 186

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	寺高社	備考	対照頁
294	幡羅那国済寺村(深谷市)	臨	国済寺	天正19・11	30	代・窪田、深谷	30	原本(西角井家文書)、家光の継目安堵は慶安元・7・17、ただし先例とし天正19・11記載、『印知集』No.16% 写本	11 190
295	幡羅那太田村(妻沼町)	真	能護寺	慶安2・8・24	30	旗・松崎、三枝、伊奈	／	年月は『風土記稿』	11 197
296	幡羅那太田村(妻沼町)	真	阿弥陀寺	慶安2・8	20.9	旗・松崎、三枝、伊奈	／	年月日は『風土記稿』	11 197
297	幡羅那台村(妻沼町)	真	円満寺	慶安2・10・17	9.4余	代・小泉次大夫	／	年月日は『風土記稿』	11 201
298	幡羅那小島村(妻沼町)	真	医王寺	慶安年中	18	代・南条金左衛門	／	年月日は『風土記稿』	11 201
299	幡羅那弥藤吾村(妻沼町)	曹	観清寺	慶安2・8・24	12	旗・佐野、牛込、中根、伊奈	／	年月日は『風土記稿』	11 202
300	幡羅那八木田村(妻沼町)	真	観音寺	慶安年中	6.5	旗・玉虫、天野、伴野	6.5	年月日は『風土記稿』	11 203
301	幡羅那西城村(妻沼町)	真	長慶寺(薬師堂領)	慶安2・10・17	10余	旗・吉田、羽生	／	年月日は『風土記稿』	11 206
302	幡羅那八ツ口村(妻沼町)	臨	長昌寺	慶安年中	12余	代・南条、旗・中根、伴野	／	年月日は『風土記稿』	11 207
303	幡羅那善ヶ島村(妻沼町)	真	龍泉寺	慶安2・8・24	13.6	代・小泉次大夫	／	写本	11 214
304	幡羅那葛和田村(妻沼町)	浄	大龍寺	慶安2	20	代・曾根与五左衛門	／	年月日は『風土記稿』	11 215
305	幡羅那上須戸村(妻沼町)	天	正法寺	慶安2・8・24	12.3	代・南条、旗・細井、羽生	／	写本(常光院文書)、『風土記稿』によれば、八幡社領5石、弁天社領2石、正法寺領5石3斗、計12石3斗	11 217
306	幡羅那柿沼村(熊谷市)	真	龍昌寺	慶安2・8・24	20.6余	代・松木、旗・土屋、大岡	／	年月日は『風土記稿』	11 218
307	幡羅那上奈良村(熊谷市)	真	妙音寺	慶安2・8・24	15	代・松木、小泉、旗本	／	年月日は『風土記稿』	11 219
308	幡羅那中奈良村(熊谷市)	真	長慶寺	慶安2・8・24	20	10代・松木、小泉、旗本9給	／	原本(西角井家文書)写本、『印知集』No.1530	11 221
309	幡羅那下奈良村(熊谷市)	曹	集福寺	慶長9・11・3	20	忍・阿部豊後守	／	写本、『印知集』No.1530	11 223
310	榛沢郡深谷宿(深谷市)	浄	西運寺	慶安3	15.6余	代・深谷、窪田	／	年月日は『風土記稿』	11 234
311	榛沢郡西島村(深谷市)	天	瑠璃光寺(薬師堂領)	慶安2・8	10	代・深谷、窪田	／	年月日は『風土記稿』	11 235
312	榛沢郡人見村(深谷市)	曹	昌福寺	慶安元・7・12	20	旗・岡田太郎右衛門	／	年月日は『風土記稿』	11 239
313	榛沢郡萱場村(深谷市)	浄	清心寺	慶安2	8	代・深谷、窪田	／	年月日は『風土記稿』	11 241

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	寺社領高	備考	対照頁
331	賀美郡七本木村(上里町)	曹	宝泉寺	慶安2・10	13	旗・岡登、新見	/	年月は『風土記稿』	12 44
賀美郡(寺院)									
324	兄玉郡本庄宿(本庄市)	臨	開善寺	慶安2・11・17	15	旗本4給	/	写本	11 322
325	兄玉郡本庄宿(本庄市)	曹	安養院	慶安2	15	旗本4給	/	年号は『風土記稿』	11 322
326	兄玉郡元仁手村(本庄市)	曹	真蔵寺	慶安2・2	12.8	旗・影山彦左衛門	/	年月は『風土記稿』	11 328
327	兄玉郡兄玉町(兄玉町)	臨	玉蔵寺	未詳	6	代・設楽、伊奈、旗本4給	/		12 13
328	兄玉郡金鑽村(神川村)	天	一乘院	天正19・11	30	旗・花房又七郎	/		12 19
329	兄玉郡高柳村(兄玉町)	曹	長泉寺	天正19・11	20	代・伊奈、旗本5給	/		12 22
330	兄玉郡栗崎村(本庄市)	真	宥勝寺	慶安元・8・24	10	代・岡登、旗本10給	/	写本 『印知集』No.1445 は慶安元・7・17、『印知集』No.127 写本、『印知集』No.1445	12 27
兄玉郡(寺院)									
323	那賀郡小平村(兄玉町)	真	成身院	天正19・11	10	旗・安藤彦四郎	/	写本、天正19年の朱印は元和3年焼失し、地頭安藤氏の願出によって寛永年年中再交付(『風土記稿』)、『印知集』なし	11 314
322	那賀郡白石村(美里村)	曹	光厳寺	天正19・11	10	旗・成瀬吉右衛門 (大仏村之内)	/	写本、『風土記稿』は慶安2年8月24日とする。 天正20年の寺領渡状あり。『印知集』No.1458	11 310
321	那賀郡広木村(美里町)	真	常福寺	慶安2・10・17	10	代・南条、旗本4給	/		11 307
320	那賀郡広木村(美里村)	臨	大興寺	慶安2・8・24	10	代・南条、旗本4給	/	写本	11 306
那賀郡(寺院)									
319	榛沢郡寄居村(寄居町)	曹	正龍寺	天正19・11	20	代・伊奈半十郎	/	原本、『風土記稿』記載もれ、『印知集』No.1528	11 294
318	榛沢郡寄居村(寄居町)	真	極楽寺(聖天堂)	天正19・11	20	代・伊奈半十郎	/		11 292
317	榛沢郡末野村(寄居町)	曹	少林寺	慶安年中	15	旗・日下部作十郎	/	年月日は弘光寺文書 年号は『風土記稿』	11 289
316	榛沢郡針ヶ谷村(岡部町)	真	弘光寺	慶安元・7・17	30	旗本3給	/		11 268
315	榛沢郡牧西村(本庄市)	真	宝珠寺	慶安2・8・24	10	旗本8給	/	写本	11 263
314	榛沢郡内ヶ島村(深谷市)	天	永光寺	慶安2	15	旗・深谷、窪田、高室 旗・亀井	/	年号は『風土記稿』	11 245

御朱印寺社領の成立過程(重田)

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	寺社領高	備考	対照頁
333	賀美郡大御堂村(上里町)	真	吉祥院	寛永19・9・24	30	旗・新見七右衛門	／	年月日は吉祥院文書 年号は『風土記稿』	12 52
332	賀美郡大御堂村(上里町)	真	寶藏寺	慶安2	13.9	旗・新見七右衛門	／	年月日は『風土記稿』	12 52
秩父郡(寺院)									
334	秩父郡坂石村(飯能市)	曹	忠証庵	慶安年中	3	代・今井八郎左衛門 (上我野村之内)	／	年号は『風土記稿』	12 84
335	秩父郡高山村(飯能市)	真	常楽院(不動産)	天正19・11	2	代・高室喜三郎 (上我野村之内)	／	原本、天正19・11のみ現存、『印知集』なし。	12 85
336	秩父郡坂石町分(飯能市)	曹	法光寺	天正19・11	3	村名記載なし	／	年月は『風土記稿』、『印知集』なし	12 85
337	秩父郡下名栗村(名栗村)	曹	龍泉寺	天正19	10	代・今井八郎左衛門	／	年号は『風土記稿』、『印知集』なし	12 101
338	秩父郡下名栗村(名栗村)	曹	楞嚴寺	慶安2・10・17	6	代・今井八郎左衛門	／	写本、『風土記稿』は天正19年とするが、『印知集』もなし。	12 101
339	秩父郡安戸村(東秩父村)	曹	聖岩寺	慶安2・10・17	5.3	代・諸星庄兵衛	／	原本	12 106
340	秩父郡安戸村(東秩父村)	真	上品寺	慶安2・11・17	5	代・諸星庄兵衛	／	写本(当寺縁起)『埼玉叢書』所収	12 106
341	秩父郡御堂村(東秩父村)	日	浄蓮寺	天正19・11	20	代・諸星庄兵衛	20	写本、『印知集』No.889	12 108
342	秩父郡山田村(秩父市)	曹	光明寺	天正19・11	3	代・伊奈半十郎	／	年月は『風土記稿』、『印知集』なし	12 165
343	秩父郡大宮郷(秩父市)	曹	広見寺	天正19・11	10	代・伊奈半十郎	／	『風土記稿』石高を記さず、『印知集』No.1533	12 194
344	秩父郡田村郷(秩父市)	臨	円福寺	天正19・11	3	代・伊奈半十郎	／	写本、家光の継目安堵は慶安元・8・17	12 207
345	秩父郡久長村(吉田町)	曹	天徳寺	天正19・11	5	代・伊奈半十郎	／	写本、『印知集』No.1537	12 228
346	秩父郡下吉田村(吉田町)	曹	清泉寺	天正19・11	5	代・伊奈半十郎	／	『印知集』No.1538	12 256
347	秩父郡下吉田村(吉田町)	曹	金剛院	天正19・11	3	代・伊奈半十郎	／	写本、『印知集』No.1539	12 257
348	秩父郡下飯田村(小鹿野町)	曹	光源院	天正19・11	3	代・伊奈半十郎	／	写本、『印知集』No.1490	12 263
349	秩父郡薄村(高神村)	真	法養寺	天正19・11	5	代・伊奈半十郎	／	写本、『印知集』No.1056	12 269
350	秩父郡下小鹿野村(小鹿野町)	曹	鳳林寺	慶安2・10・17	5	代・伊奈半十郎	／	写本	12 279
葛飾郡(寺院)									
351	葛飾郡彦成村(三郷市)	真	円明院	慶安元・9・17	10	代・伊奈半十郎	10	年月日は『風土記稿』、慶長6年伊奈忠次寺領開発手形あり。	2 130

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	領寺高社	備考	対照頁
352	葛飾郡高久村(吉川町)	真	密蔵院	慶安元・9・17	10	代・伊奈半十郎	10	年月日は『風土記稿』、慶長6年伊奈忠次が当領墾田成就の祈禱を命じ、成功したので朱印状が発給された『風土記稿』。写本(西角井家文書に一部原本)、『田園簿』では円命寺と記す。	2 134
353	葛飾郡吉川村(吉川町)	真	延命寺	慶安元・9・17	10	代・伊奈半十郎	10	写本、『田園簿』では法性院と記す。	2 138
354	葛飾郡松伏村(松伏町)	真	宝珠院(昆沙門堂領)	慶安元・9・17	3	代・伊奈半十郎	3	年月日は『風土記稿』	2 167
355	葛飾郡上赤岩村(松伏町)	浄	源光寺	慶安元	5	代・伊奈半十郎	5	年月日は『風土記稿』	2 169
356	葛飾郡赤沼村(春日部市)	真	常楽寺(薬師堂領)	慶安元・9・17	3	代・伊奈半十郎	3	原本、『風土記稿』は慶長年中とする。	2 179
357	葛飾郡幸手宿(幸手町)	浄	聖福寺	慶安元・9・17	10	代・伊奈半十郎	10	原本	2 183
358	葛飾郡幸手宿(幸手町)	曹	宝持寺	慶安元	10	代・伊奈半十郎	10	年月日は『風土記稿』	2 183
359	葛飾郡小淵村(春日部市)	修	浄春院	慶安元・9	10	代・伊奈半十郎	10	原本、『風土記稿』	2 198
360	葛飾郡小淵村(春日部市)	修	不動院	慶安元・10・24	100	代・伊奈半十郎	100	原本、『印知集』No.972、『田園簿』では本郷村に記す。	2 196
361	葛飾郡平須賀村(幸手町)	真	宝聖寺	慶安元・9・17	13	代・伊奈半十郎	13	原本	2 203
362	葛飾郡外国府間村(幸手町)	真	正福寺	慶安元・9・17	13	代・伊奈半十郎	13	貞享2・6・11原本あり。『風土記稿』に記さず。『田園簿』では内国府間村に記す。	2 211
363	葛飾郡東大輪村(鷺宮町)	真	密蔵寺	慶安元・9・17	10	代・伊奈半十郎	10	原本	2 214
足立郡(神社)									
364	足立郡峰村(川口市)		八幡社	天正19・11	30	代・伊奈、熊沢	30	『印知集』No.620、別当真光寺	7 174
365	足立郡岸村(浦和市)		調神社	慶安2・8・24	7	代・熊沢彦兵衛	7	原本、别当月山寺	7 246
366	足立郡芝村(川口市)		羽會呂社	天正19・11	15	代・熊沢、旗・安西	15	原本、『風土記稿』によれば村内氷川社と一緒に出される。『印知集』No.636は単に大明社と領とする。『印知集』No.636、別当真光寺	7 253
367	足立郡芝村(川口市)		鶴丸八幡宮	慶安元・8・17	15	代・熊沢、旗・安西	15	原本(長徳寺文書)	7 254
368	足立郡三室村(浦和市)		女鉢社	天正19・11	50	代・熊沢彦兵衛	50	原本(判物)、『印知集』No.604、别当文殊院	7 263
369	足立郡三室村(浦和市)		神明社	慶安2・8・24	10余	代・熊沢彦兵衛	10余	貞享2年から原本	7 265
370	足立郡大谷口村(浦和市)		氷川明神社	慶安元・8・17	10.7余	代・熊沢彦兵衛	10.7余	原本、别当安楽寺	7 269
371	足立郡中川村(大宮市)		氷川神社	天正19・11	15	旗・青木牛之助	15	『印知集』No.604	7 291
372	足立郡風渡野村(大宮市)		鷺明神社	慶長年中	23	旗・熊沢、伊奈、曾根、水野	23	年月日は『風土記稿』による。慶安の誤りか『印知集』なし。别当多宝院	7 308

御朱印寺社領の成立過程(重田)

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	領寺社	備考	対照頁
378	足立郡美女木村(戸田市)		八幡社	慶安2・10・17	16	松平代・伊奈、旗・宮崎、	16	原本、『風土記稿』は慶長19年とする。別当円通寺	8 138
377	足立郡田島村(浦和市)		氷川社	未詳	7	旗・水野、宮崎、代・伊奈	/		8 134
376	足立郡西堀村(浦和市)		氷川社	慶安元・8・17	10	旗・松平出雲守	10	貞享2・6・11以降原本。	8 132
375	足立郡島根村(大宮市)		氷川社	寛永19・8・17	15	旗・朝岡出羽守	15		8 111
374	足立郡高鼻村(大宮市)		氷川神社	天正19・11	100	村名記載なし	/	写本。慶長9年加増され30石となる。『印知集』No.515。社僧観音寺外3ヶ院。社領大宮宿、上落合村。	8 91
373	足立郡川田谷村(桶川市)		諏訪社	天正19・11	3	旗・牧野内匠	/	『印知集』No.1295、『印知集』では別当普門寺領とする。	8 55
入間郡(神社)									
379	入間郡久米村(所沢市)		八幡社	天正19・11	5	旗本4給	5	原本、『印知集』No.596、別当仏眼寺、『田園簿』仏眼寺領とする。	8 164
380	入間郡藤沢村(入間市)		熊野社	天正19・11	8	旗・柴田、朝比奈	/	年号は『明細帳』による。『印知集』なし	8 168
381	入間郡氷川村(所沢市)		氷川社	慶安年中	4	代・今井八郎左衛門	/	年号は享保6年朱印地出入文書『所沢市史』	8 174
382	入間郡北野村(所沢市)		天神社	天正19・11	8	旗・小林、花井	8	原本、慶安2・8・24に50石の朱印状が出る。但天正19・11を先例とせず。『印知集』No.565	8 175
383	入間郡堀口村(所沢市)		天神社	慶安2・10・17	5	代・松木、旗本8給 (山口村之内)	/	写本、『慶長里正日記』(『所沢市史』所収)	8 181
384	入間郡勝楽寺村(所沢市)		七社権現社	慶安元・8・24	7	旗・小林権平	7	写本(『慶長里正日記』)、『田園簿』では大坊領とする。別当勝楽寺	8 183
385	入間郡三ヶ島村(所沢市)		長宮明神	天正19・11	10	代官2給、旗本3給	10	原本、『印知集』No.607	8 186
386	入間郡三ヶ島村(所沢市)		湯殿権現社	未詳	7.1	代・今井、福村、旗本3給	10	延享4年以降写本(『所沢市史』)、『風土記稿』は7石3斗とする。別当照明院	8 187
387	入間郡三ヶ島村(所沢市)		愛宕権現社	慶安2・10・17	6.3	代・今井、福村、旗本2給	10	原本、修験龍藏院支配	8 187
388	入間郡中野村(入間市)		寄木明神	天正19・11	10	旗本10給(宮寺町之内)	10	原本、『印知集』には単に明神社、『印知集』No.635	8 193
389	入間郡扇町谷本村(入間市)		愛宕権現社	慶安2・10・17	8	旗・朝比奈源太郎	8	写本(『豊岡町郷土誌』)	8 197

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	領寺社高	備考	対照頁
410	高麗郡唐竹村(飯能市)		白髭社	慶安2	4.5	代・高室喜三郎	年月日は『明細帳』		9 9
409	高麗郡岩淵村(飯能市)		八幡社	慶安2	7	代・高室喜三郎 (日影村之内)	年月日は『入間神社誌』		9 9
408	高麗郡赤沢村(飯能市)		白髭社	慶安2	2.5	代・高室喜三郎	年月日は『明細帳』		9 9
407	高麗郡岩沢村(飯能市)		白髭社	慶安2	4.5	代・高室喜三郎	年月日は『明細帳』		9 9
高麗郡(神社)									
406	入間郡成瀬村(越生町)		諏訪社	慶安2	5	代・高室喜三郎	年月日は『風土記稿』、別当見正寺		9 76
405	入間郡小杉村(越生町)		天神社	慶安2	2.5	代・高室喜三郎	年月日は『明細帳』、別当南蔵寺		9 58
404	入間郡和田村(越生町)		春日社	慶安2	5	代・高室喜三郎	年月日は『明細帳』、別当南蔵寺		9 55
403	入間郡小用村(鳩山町)		鹿島社	未詳	6	代・天羽七右衛門	年月日は『明細帳』、別当南蔵寺		9 26
402	入間郡川角村(毛呂山町)		八幡社	慶安2	5.5	代・天羽七右衛門	年月日は『明細帳』、別当南蔵寺		9 21
401	入間郡前久保村(毛呂山町)		八幡社	慶安元	10	代・高室喜三郎	年月日は『明細帳』、別当南蔵寺		9 20
400	入間郡上野村(越生町)		聖天社	慶安2	10	代・高室喜三郎	年月日は『明細帳』、別当南蔵寺		9 14
399	入間郡大谷木村(毛呂山町)		八幡社	慶安2	4	代・高室喜三郎	年月日は『明細帳』、別当南蔵寺		9 9
398	入間郡下川原村(毛呂山町)		妙見社	慶安2	7	旗・藤掛六郎右衛門	年月日は『明細帳』、国謂地祇神社		8 4
397	入間郡森戸村(坂戸市)		熊野社	慶安2	10	旗・藤掛、朝比奈	年月日は『明細帳』、国謂地祇神社		8 354
396	入間郡石井村(坂戸市)		勝呂白山社	慶安2	5	旗本2給	年月日は『入間神社誌』		8 341
395	入間郡塚越村(坂戸市)		住吉社	慶安2	8	旗・近藤勘右衛門	年月日は『風土記稿』		8 338
394	入間郡古谷本郷(川越市)		八幡社	天正19	50	川・松平伊豆守	年月日は『風土記稿』		8 308
393	入間郡南入會村(狭山市)		御嶽社	慶安2	10	旗・瀬名市郎左衛門	年月日は『風土記稿』、別当金剛院		8 261
392	入間郡川越城下(川越市)		三芳野天神	天正19	20	川・松平伊豆守	年月日は『風土記稿』、別当高松院		8 224
391	入間郡入間川村(狭山市)		牛頭天王・八幡社	慶安2	10	川・松平伊豆守、旗本4給	年月日は『寺竹村地誌』、別当龍蔵院		8 212
390	入間郡寺竹村(入間市)		白髭社	慶安2	10	代・設楽権兵衛	年月日は『入間川八幡社縁起』、『埼玉叢書』所収、別当成内寺		8 200

御朱印寺社領の成立過程(重田)

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	領寺社	備考	対照頁
414	比企郡大蔵村(嵐山町)		三島社	慶安2・8・24	12	代・天羽七右衛門	／	原本、別当真光寺	9 9 9 9 298
416	比企郡大蔵村(嵐山町)		山王社	慶安2・8・24	10	代・高室喜三郎	／	原本、別当安養寺	9 9 9 9 301
417	比企郡鎌形村(嵐山町)		八幡社	天正19・11	20	代・諸星庄兵衛	／	原本、貞享2年から原本、『風土記稿』には、寛文4年焼失し、貞享2年に再び賜うとする。『印知集』なし。別当大行院	9 9 9 9 303
418	比企郡田黒村(玉川村)		熊野社	慶安2	5.6	代・諸星庄兵衛	／	年号は『風土記稿』、別当大福寺	9 9 9 9 305
419	比企郡熊井村(鳩山町)		山王社	慶安2	7	代・天羽七右衛門	／	年号は『風土記稿』、別当西福寺	9 9 9 9 308
420	比企郡玉川郷(玉川村)		春日社	慶安2	5.1	代・高室、諸星	／	年号は『風土記稿』、別当慈眼寺	9 9 9 9 315
421	比企郡大塚村(小川町)		八幡社	慶安2・8・24	10余	代・高室喜三郎	／	原本、別当修験梅岑寺、縁起によれば大久保石見守社領印書有	10 8 8 8 8
横見郡(神社)									
422	横見郡中會根村(吉見町)		八幡社	慶安2	8	代・今井八郎左衛門	／	年号は『風土記稿』	10 54
埼玉郡(神社)									
423	埼玉郡日出安村(駒西町)		駒形権現社	慶安元	5	川・松平伊豆守	／	年号は『風土記稿』、金剛院持	10 229
424	埼玉郡鷲宮村(鷲宮町)		鷲明神	天正19・11	400	一村鷲宮明神領	400	原本(判物)、『印知集』No.513、別当大乘院	10 264
425	埼玉郡小松村(羽生市)		熊野・白山合社	慶安元・7・11	20	代・南条金左衛門	20	年月日は『風土記稿』、『田園簿』は小松寺領、別当小松寺	10 293
426	埼玉郡上川崎村(羽生市)		天神社	慶安2・8・24	20.1	代・南条金左衛門	／	年月日は『風土記稿』	10 295
427	埼玉郡須影村(羽生市)		八幡社	慶安2・8・24	19.5	代・南条金左衛門	／	年月日は『風土記稿』、別当蓮華寺	10 298
428	埼玉郡常木村(羽生市)		八幡社	慶安2	28.6	代・南条金左衛門	／	年号は『風土記稿』、別当龍門坊	11 7
429	埼玉郡上川俣村(羽生市)		住吉外五社	慶安2	15.5余	代・南条金左衛門	／	年号は『風土記稿』、別当西照寺	11 16

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	寺社領高	備考	対照頁
430	埼玉郡南河原村(南河原村)		勝呂明神社	慶安2・10・17	4.5	旗本5給	／	年月日は『風土記稿』、別当本覚院	11-58
431	埼玉郡上中条村(熊谷市)		鹿那祇明神	慶安2・8・24	4.5	旗本9給、忍・阿部豊	／	写本(常光院文書)、別当延命院	11-61
432	埼玉郡上中条村(熊谷市)		吉野権現社	慶安2・8・24	10.5	旗本9給、忍・阿部豊	／	写本(常光院文書)、別当実相院、『風土記稿』では蔵王権現	11-61
433	埼玉郡上之村(熊谷市)		久伊豆社	慶長9・11・3	30	後守	／	写本(常光院文書)、別当久見寺	11-72
434	埼玉郡戸出村(熊谷市)		神明社	慶安2・8・24	7	旗本11給、代官松木 旗・西山、能勢、大久保	／	『印知集』No.580、別当久見寺	11-77
大里郡(神社)									
435	大里郡三ツ本村(江南村)		駒形明神	慶安2・8・24	11	旗・安藤、永見	／	写本(常光院文書)、別当安穩寺	11-106
幡羅郡(神社)									
436	幡羅郡玉井村(熊谷市)		玉井明神	慶安2・8・4	12	代・松木、旗・清庵	／	『風土記稿』には8月4日とあるが24日の誤りか。別当吉祥院	11-179
437	幡羅郡妻沼村(妻沼町)		聖天社	慶長9・11・3	50	代・南条金左衛門	50	寛文5・7・11の原本あり。『印知集』では聖天(歎喜院)として真言宗扱い。『印知集』No.1060、別当歎喜院	11-209
438	幡羅郡弁財村(妻沼町)		神明社	慶安2	15.1	代・曾根与五左衛門	／	年月日は『風土記稿』、別当医王寺	11-214
439	幡羅郡上奈良村(熊谷市)		御霊社	慶安2・8・24	10	代・松木、小泉、旗本	／	年月日は『風土記稿』、別当東光寺分を含む(『風土記稿』)	11-219
秩父郡(神社)									
440	秩父郡南村中沢組(飯能市)		御霊明神社	慶安年中	3	代・今井八郎左衛門(上我野村之内)	／	年月日は『風土記稿』	12-79
441	秩父郡南村中沢組(飯能市)		妙見社	慶安2・11・17	3.5	代・高室喜三郎(上我野村之内)	／	年月日は『入間神社誌』	12-80
442	秩父郡坂石村(飯能市)		諏訪社	慶安年中	3	代・高室喜三郎(上我野村之内)	／	年月日は『風土記稿』	12-84
443	秩父郡坂石村(飯能市)		聖天社	慶安年中	2	代・今井八郎左衛門(上我野村之内)	／	年月日は『風土記稿』	12-84
444	秩父郡坂本村(東秩父村)		八幡社	慶安2	5.1余	代・諸星庄兵衛	／	年月日は『風土記稿』、別当修験神力坊	12-120
445	秩父郡大宮郷(秩父市)		妙見社	天正19・11	57	代・伊奈半十郎	／	『印知集』No.575	12-188

御朱印寺社領の成立過程(重田)

No.	所在地	宗派	寺社名	年月日	朱印高	『田園簿』支配	領寺社	備考	対照頁
446	秩父郡大宮郷(秩父市)		八大権現社	天正19・11	10	代・伊奈半十郎	／	『印知集』では今宮社とする。『印知集』No. 586、別当今宮坊	12 191
葛飾郡(神社)									
447	葛飾郡大川戸村(松伏町)		八幡社	慶安3	3	代・伊奈半十郎	2	年号は『風土記稿』、別当西光寺	2 177
448	葛飾郡大川戸村(松伏町)		熊野社	慶安3	3	代・伊奈半十郎	3	年号は『風土記稿』、別当法蔵院	2 178